

昭和二十九年法律第六百六十五号

自衛隊法

目次

第一回 総則 (第一条—第六条)	第二回 指揮監督 (第七条—第九条の二)
第三回 部隊 (第十一条—第十四条)	第四回 陸上自衛隊の部隊の組織及び編成 (第十五条—第十九条)
第一節 陸上自衛隊の部隊の組織及び編成 (第十一条—第十四条)	第二節 海上自衛隊の部隊の組織及び編成 (第十五条—第十九条)
第二節 航空自衛隊の部隊の組織及び編成 (第十一条—第二十一条)	第三節 共同の部隊 (第二十二条の二)
第五回 部隊編成の特例及び委任規定 (第十二条・第十三条)	第六回 機関 (第二十四条—第三十条)

第一回 総則 (第一条—第六条)	第二回 指揮監督 (第七条—第九条の二)
第二回 指揮監督 (第七条—第九条の二)	第一回 総則 (第一条—第六条)
第三回 部隊 (第十一条—第十四条)	第二回 指揮監督 (第七条—第九条の二)
第四回 陸上自衛隊の部隊の組織及び編成 (第十五条—第十九条)	第一回 総則 (第一条—第六条)
第五回 部隊編成の特例及び委任規定 (第十二条・第十三条)	第二回 指揮監督 (第七条—第九条の二)

第一回 総則 (第一条—第六条)	第二回 指揮監督 (第七条—第九条の二)
第二回 指揮監督 (第七条—第九条の二)	第一回 総則 (第一条—第六条)
第三回 部隊 (第十一条—第十四条)	第二回 指揮監督 (第七条—第九条の二)
第四回 陸上自衛隊の部隊の組織及び編成 (第十五条—第十九条)	第一回 総則 (第一条—第六条)
第五回 部隊編成の特例及び委任規定 (第十二条・第十三条)	第二回 指揮監督 (第七条—第九条の二)

第一回 総則 (第一条—第六条)	第二回 指揮監督 (第七条—第九条の二)
第二回 指揮監督 (第七条—第九条の二)	第一回 総則 (第一条—第六条)
第三回 部隊 (第十一条—第十四条)	第二回 指揮監督 (第七条—第九条の二)
第四回 陸上自衛隊の部隊の組織及び編成 (第十五条—第十九条)	第一回 総則 (第一条—第六条)
第五回 部隊編成の特例及び委任規定 (第十二条・第十三条)	第二回 指揮監督 (第七条—第九条の二)

三項において「国家公務員法による年齢六十年以上退職者」という。を、政令で定めるところにより、従前の勤務実績その他の政令で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の官職の勤務時間が、常時勤務をする官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占める隊員の一週間当たりの通常の勤務時間に比較し、短い時間である官職をいう。以下この項及び第三項において同じ。(防衛省の職員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)。以下「防衛省職員給与法」という。)第四条第一項の規定により一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)別表第一指定期俸表の適用を受ける隊員が占める官職(以下「指定職」という。)を除く。以下この項及び第三項において同じ。に採用することができる。ただし、年齢六十年以上退職者は又は国家公務員法による年齢六十年以上退職者がこれらを採用しようとする短時間勤務の官職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の官職を占める隊員が、常時勤務をする官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における第四十四条の六第一項に規定する定年退職日をいう。次項及び第三項において同じ。)を経過した者であるときは、この限りでない。

前項の規定により採用された隊員(次項及び第四項において「定年前再任用短時間勤務隊員」という。)の任期は、採用の日から定年退職日相当日までとする。

任命権者は、年齢六十年以上退職者又は国家公務員法による年齢六十年以上退職者のうちこれらの方を採用しようとする短時間勤務の官職に係る定年退職日相当日を経過していない者以外の者を当該短時間勤務の官職に採用することができず、定年前再任用短時間勤務隊員のうち当該定年前再任用短時間勤務隊員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の官職に係る定年退職日相当日を経過していない定年前再任用短時間勤務隊員を当該短時間勤務の官職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

任命権者は、定年前再任用短時間勤務隊員を、指定職又は指定職以外の常時勤務を要する官職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

第三節 分限、懲戒及び保障

(身分保障)

第三節 分限、懲戒及び保障

第四十二条 隊員は、懲戒処分による場合、第四十四条の二第一項又は第四十四条の五第三項の規定により降任される場合及び次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その意に反して、降任され、又は免職されることがない。

一 人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 前二号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠く場合

四 組織、編成若しくは定員の改廃又は予算の減少により、廃職又は過員を生じた場合

(幹部隊員の降任に関する特例)

第四十二条の二 防衛大臣は、幹部隊員(幹部職のうち職制上の段階が最下位の段階のものを含める幹部隊員を除く。以下この条において同じ。)について、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、政令の定めるところにより、当該幹部隊員が前条各号に掲げる場合のいずれにも該当しない場合においても、その意に反して降任(直近下位の職制上の段階に属する幹部職への降任に限る。)を行うことができる。

一 当該幹部隊員が、人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、同じ職制上の段階に属する他の官職を占める他の幹部隊員に比して勤務実績が劣っているものとして政令で定める要件に該当する場合

二 当該幹部隊員が現に任命されている官職に幹部隊員となり得る他の特定の者を任命すると仮定した場合において、当該他の特定の者が、人事評価又は勤務の状況を示す事実その他客観的な事実及び当該官職についての適性に照らして、当該幹部隊員より優れた業績を挙げることが十分見込まれる場合として政令で定める要件に該当する場合

三 当該幹部隊員について、欠員を生じ、若しくは生ずると見込まれる同じ職制上の段階に属する他の官職についての適性が他の候補者と比較して十分でない場合として政令で定める要件に該当すること若しくは同じ職制上の段階に属する他の官職の職務を行うと仮定した場合において当該幹部隊員が当該他の官職に現に就いている他の隊員より優れた業績を

(身分保障) 第三節 分限、懲戒及び保障

挙げることが十分見込まれる場合として政令で定める要件に該当しないことにより、転任させるべき適当な官職がないと認められる場合又は幹部隊員の任用を適切に行うため当該幹部隊員を降任させる必要がある場合として政令で定めるその他の場合

(休職)

第四十三条 隊員は、次の各号の一に該当する場合又は政令で定める場合を除き、その意に反して休職にされることがない。

- 一 心身の故障のため長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関して起訴された場合

(休職の効果)

第四十四条 休職の期間は、政令で定める。ただし、前条第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

- 1 休職者は、隊員としての身分を保有するが、職務に従事しない。
- 2 休職者には、隊員で別段の定をする場合を除き、給与を支給しない。
- 3 休職者には、法令で別段の定をする場合を除き、給与を支給しない。

第四十五条の二 任命権者は、管理監督職（防衛省職員給与法第十一條の三第一項に規定する官職及びこれに準ずる官職として政令で定める官職並びに指定職（これらの官職のうち、病院等に勤務する医師及び歯科医師が占める官職その他のその職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることによりこの条の規定を適用することが著しく不適当と認められる官職として政令で定める官職を除く。）をいう。以下同じ）を占める隊員でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している隊員について、異動期間（当該管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下同じ。）（第四十四条の五第一項から第四項までの規定により延長された期間を含む。以下この項において同じ。）に、管理監督職以外の官職又は管理監督職勤務上限年齢が当該隊員の年齢を超える管理監督職（以下この項及び第三項においてこれらの官職を「他の官職」という。）への降任又は転任（俸給月額の引下げを伴う転任

挙げることが十分見込まれる場合として政令で定める要件に該当しないことにより、転任

に限る)をするものとする。ただし、異動期間に、この法律の他の規定により当該隊員について他の官職への昇任、降任若しくは転任をした場合又は第四十四条の七第一項の規定により当該隊員を管理監督職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、この限りでない。

前項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢六十歳とする。ただし、次の各号に掲げる管理監督職を占める隊員の管理監督職勤務上限年齢は、年齢三十歳とする。ただし、次の各号に定める年齢とする。

一 防衛省の事務次官及びこれに準ずる管理監督職のうち政令で定める管理監督職 年齢六十年とする。

二 前号に掲げる管理監督職のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより管理監督職勤務上限年齢を年齢六十年とすることが著しく不適当と認められる管理監督職として政令で定める管理監督職 六十年を超えて六十四年を超えない範囲内で政令で定める年齢

第一項本文の規定による他の官職への降任又は転任(以下「他の官職への降任等」という。)を行ふに当たつて任命権者が遵守すべき基準に関する事項その他の他の官職への降任等に必要な事項は、政令で定める。

(管理監督職への任用の制限)

第四十四条の三 任命権者は、採用し、昇任し、降任し、又は転任しようとする管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している者を、その者が当該管理監督職を占めているものとした場合における異動期間の末日の翌日(他の官職への降任等をされた隊員については、当該他の官職への降任等をされた日)以後、当該管理監督職への採用し、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(適用除外)

第四十四条の四 前二条の規定は、臨時的に任用された隊員及び法律により任期を定めて任用された隊員には適用しない。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第四十四条の五 任命権者は、他の官職への降任等をすべき管理監督職を占める隊員について、監督職に採用し、昇任し、降任し、又は転任することができない。

る隊員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から同項に規定する定年退職日までの期間内、第三項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める隊員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができること。

一 当該隊員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該隊員の他の官職への降任等により自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められる事由として政令で定める事由

二 当該隊員の職務の特殊性を勘案して、当該隊員の他の官職への降任等により、当該管理監督職の欠員の補充が困難となることにより、自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められる事由として政令で定める事由

任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これららの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める隊員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、防衛大臣の定めるところにより、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に次条第一項に規定する定年退職日がある隊員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から同項に規定する定年退職日までの期間内。第四項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該隊員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

3 任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の官職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職（指定職を除く。以下この項及び次項において同じ。）であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として政令で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める隊員について、当該隊員の他の官職への降任等により、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の欠員の補充が困難となることにより自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められる事由として政令で定める事由

算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている隊員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該隊員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める隊員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める隊員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、防衛大臣の定めることにより、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができ

る場合において、次に掲げる事由があると認めるとときは、同項の規定にかかるらず、当該隊員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、当該隊員を当該定期年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き隊員として勤務させることができ。ただし、第四十四条の五第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長した隊員であつて、定期年退職日において管理監督職を占めている隊員については、同条第一項又は第二項の規定により当該定期年退職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて防衛大臣の定める場合に限るものとし、当該期限は、当該隊員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

一 前条第一項の規定により退職すべきこととなる隊員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該隊員の退職により自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められる事由として政令で定める事由

二 前条第一項の規定により退職すべきこととなる隊員の職務の特殊性を勘案して、当該隊員の退職により、当該隊員が占める官職の欠員の補充が困難となることにより自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められる事由として政令で定める事由

任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるとときは、防衛大臣の定めるところにより、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該隊員に係る定期年退職日（同項ただし書に規定する隊員があつては、当該隊員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

三 前二項に定めるもののほか、これらの規定による勤務に関し必要な事項は、政令で定める。（自衛官の定期年及び定期年による退職の特例）

第四十五条 自衛官（陸士長等、海士長等及び空士長等を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、定期年に達したときは、定期年に達した日の翌日から起算して三年を超えることができない。

二 前項の定期年は、勤務の性質に応じ、階級ごとに政令で定める。

3 防衛大臣は、自衛官が定年に達したことにより退職することが自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすと認めるときは、当該自衛官が第七十六条第一項の規定による防衛出動を命ぜられており、その他の場合にあつては六ヶ月以内の期間を限り、当該自衛官が定年に達した後も引き続いて自衛官として勤務させることができる。

4 防衛大臣は、前項の期間又はこの項の期間が満了する場合において、前項の事由が引き続き存在すると認めるとときは、当該自衛官の同意を得て、一年以内の期間を限り、引き続いて自衛官として勤務させることができる。ただし、その期間の末日は、当該自衛官が定年に達した日の翌々日から起算して三年を超えることができない。

(自衛官への定年退職者等の再任用)

第四十五条の二 命令権者は、前条第一項の規定により退職した者又は同条第三項若しくは第四項の規定により勤務した後退職した者を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年(任期の末日がその者が年齢六十年に達する日前となる場合にあつては、三年)を超えない範囲内で任期を定め、教育、研究、補給その他防衛大臣の定める業務を行うことを職務とする常時勤務を要する官職に引き続いて採用することができる。

<p>一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合</p> <p>二 隊員たるにふさわしくない行為のあつた場合</p> <p>三 その他この法律若しくは自衛隊員倫理法（平成十一年法律第二百三十号）又はこれらの法律に基づく命令に違反した場合</p>	<p>2 隊員が、任命権者の要請に応じ一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（隊員を除く）、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち政令で定めるのに使用される者（以下この項において「一般職国家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き一般職国家公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として隊員として採用された場合（一の一般職国家公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として隊員として採用された場合を含む。）</p>	<p>2 前項に規定する審査請求は、処分の通知を受けた日の翌日から起算して三月以内にしなければならず、処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。</p>
<p>（懲戒の効果）</p> <p>第四十七条 懲戒処分としての降任は、階級又は職務の級にくだすものとする。停職の期間は一年以内とする。停職者は、隊員としての身分を保有するが、特に命ぜられ</p>	<p>2 隊員が、任命権者の要請に応じ一般職に属する国家公務員（隊員を除く）、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち政令で定めるのに使用される者（以下この項において「一般職国家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き一般職国家公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として隊員として採用された場合（一の一般職国家公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として隊員として採用された場合を含む。）</p>	<p>2 前項に規定する審査請求は、処分の通知を受けた日の翌日から起算して三月以内にしなければならず、処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。</p>

<p>（学生又は生徒の分限及び懲戒の特例）</p> <p>第四十八条 防衛大学校若しくは防衛医科大学校の長又は第二十五条第五項の政令で定める陸上自衛隊の学校の校長（以下この条において「学校長等」という。）は、学生又は生徒が成績不良又は心身の故障のため修学の見込みがないと認める場合には、その意に反して退校を命ずることができる。</p>	<p>3 停職者には、法令で別段の定をする場合を除き、給与を支給しない。行政不服審査法（平成二十一年法律第六十八号）第二章の規定は、適用しない。</p>
<p>（減給）</p> <p>4 減給は、一年以内の期間、俸給の五分の一以下を減ずるものとする。</p>	<p>4 減給は、一年以内の期間、俸給の五分の一以下を減ずるものとする。</p>
<p>（學生又は生徒の分限及び懲戒の特例）</p> <p>第四十九条 隊員に対するその意に反する降任、休職若しくは免職又は懲戒処分についての審査請求については、行政不服審査法（平成二十一年法律第六十八号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定められた場合には、これを審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定められたものに付議しなければならない。</p>	<p>2 前項に規定する審査請求は、処分の通知を受けた日の翌日から起算して三月以内にしなければならず、処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。</p>
<p>（指定場所に居住する義務）</p> <p>第五十条 第四十二条から第四十四条まで及び行政不服審査法の規定は、条件附採用期間中の隊員、臨時に任用された隊員、学生及び生徒については、適用しない。</p>	<p>3 防衛大臣は、第一項に規定する審査請求を受けて、必要があると認めるときは、隊員がその处分によつて受けた不當な結果を是正するため、その処分によつて失われた給与の弁済その他の措置をとらなければならない。</p>
<p>（審査請求の特例）</p> <p>第五十一条 第四十九条第一項に規定する処分（委任規定）</p>	<p>4 第一項に規定する審査請求の手続は、政令で定める。</p>

<p>（審査請求の特例）</p> <p>第五十二条 第四十九条第一項に規定する処分（委任規定）</p>	<p>5 前項に定めるもののほか、学生又は生徒の分限及び懲戒の効果に関する必要な事項は、政令で定める。</p>
<p>（防衛装備府の職員である隊員がその意に反して、降任され、休職にされ、若しくは免職され、又は懲戒処分を受けた場合においては、防衛大臣に対して審査請求をすることができる。</p>	<p>6 第一項に規定する審査請求の手続は、政令で定める。</p>
<p>（服務の本旨）</p> <p>第五十三条 隊員は、防衛省令で定めるところにより勤務時間及び休暇は、勤務の性質に応じ、防衛省令で定める。</p>	<p>7 この法律に別段の定めがある場合を除くほか、隊員に対する処分については、審査請求をすることはできない。隊員がした申請に対する不作為についても、同様とする。</p>
<p>（服務の本旨）</p> <p>第五十四条 隊員は、何時でも職務に従事するとのできる態勢になければならない。</p>	<p>8 第一項に規定する審査請求の手続は、政令で定める。</p>
<p>（服務の宣誓）</p> <p>第五十五条 隊員は、防衛省令で定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。</p>	<p>9 第一項に規定する審査請求に対する裁決は、前項の政令で定める審議会等の議決に基づいて定める機関をいう。以下同じ。）で政令で定められたものに付議しなければならない。</p>

<p>（服務の本旨）</p> <p>第五十六条 隊員は、防衛省令で定めるところにより勤務時間及び休暇は、勤務の性質に応じ、防衛省令で定める。</p>	<p>10 第一項に規定する審査請求は、処分の通知を受けた日の翌日から起算して三月以内にしなければならず、処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。</p>
<p>（服務の宣誓）</p> <p>第五十七条 隊員は、その職務の遂行に当つては、上官の職務上の命令に忠実に従わなければならぬ。</p>	<p>11 第一項に規定する審査請求は、処分の通知を受けた日の翌日から起算して三月以内にしなければならず、処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。</p>
<p>（職務遂行の義務）</p> <p>第五十八条 隊員は、常に品位を重んじ、いやしくも隊員としての信用を傷つけ、又は自衛隊の威信を損するような行為をしてはならない。</p>	<p>12 自衛官、自衛官候補生、学生及び生徒は、防衛大臣の定めるところに従い、制服を着用し、服装を常に端正に保たなければならぬ。</p>
<p>（品位を保つ義務）</p> <p>第五十九条 隊員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を離れた後も、同様とする。</p>	<p>13 隊員が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、防衛大臣の許可を受けなければならない。その職を離れた後も、同様とする。</p>
<p>（秘密を守る義務）</p> <p>第六十条 第四十九条第一項に規定する処分（前条に規定する隊員又は学生若しくは生徒に係るもの）の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。</p>	<p>14 前項の許可是、法令に別段の定がある場合を除き、拒むことができない。</p>

が同項において準用する同法第十八条の第三項の規定により行う調査に際して、隊員が、職務上の秘密に属する事項を陳述し、若しくは証言し、又は当該事項の記載（記録若しくは表示がされた書類その他の物件を提出し、若しくは提示する場合については、適用しない）

（職務に専念する義務）

第六十条 隊員は、法令に別段の定めがある場合を除き、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければならぬ。

2 隊員は、法令に別段の定めがある場合を除き、防衛省以外の国家機関の職若しくは独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の職に就くことができない。

3 隊員は、自己の職務以外の防衛省の職務を行ひ、又は防衛省以外の国家機関の職若しくは行政執行法人の職を兼ね、若しくは地方公共団体の機関の職に就く場合においても、防衛省令で定める場合を除き、給与を受けることができる。

（政治的行為の制限）

第六十一条 隊員は、政党又は政令で定める政治的目的のために、寄附金その他の利益を求めて若しくは受領し、又は何らの方法をもつてする行為を問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除くほか、政令で定める政治的行为をしてはならない。

2 隊員は、公選による公職の候補者となることができない。

3 隊員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

（私企業からの隔離）

第六十二条 隊員は、當利を目的とする会社その他の団体の役員若しくは顧問の地位その他これらに相当する地位につき、又は自ら當利企業を営むではない。

2 前項の規定は、隊員が、防衛省令で定める基準に従い行う防衛大臣又はその委任を受けた者の承認を受けた場合には、適用しない。

（他の職又は事業の関与制限）

第六十三条 隊員は、報酬を受けて、第六十条第一項に規定する國家機関、行政執行法人及び地方公共団体の幾種の職並びに前条第一項の地立

(団体の結成等の禁止)

第六十四条 隊員は、勤務条件等に關し使用者たる者と交渉するための組合その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

隊員は、同盟罷業、怠業その他の争議行為をしてはならない。

隊員は、怠業の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。

何人も、前項の行為を企て、又はその遂行を共謀し、教唆し、若しくはせん動してはならない。

前三項の規定に違反する行為をした隊員は、その行為の開始とともに、國に対し、法令に基づいて保有する任用上の権利をもつて対抗することができない。

(防衛医科大学校卒業生の勤続に関する義務)

第六十四条の二 防衛医科大学校卒業生(防衛省設置法第十六条第二項に規定する防衛医科大学校卒業生をいう。第九十九条第一項において同じ。)は、同法第十六条第一項第一号の教育訓練を修了した者にあってはその修了後九年の期間、同項第二号又は第三号の教育訓練を修了した者にあってはその修了後六年の期間を経過するまでは、隊員として勤続するよう努めなければならない。

(委任規定)

第六十五条 本節又は自衛隊員倫理法に定めるもののほか、隊員の服務に關し必要な事項は、防衛省令で定める。

第五節 退職管理

第一款 離職後の就職に關する規制

(他の隊員についての依頼等の規制)

第六十五条の二 隊員は、當利企業等(當利企業及び當利企業以外の法人(國、國際機関、地方公共團體、行政執行法人及び地方独立行政法人法(平成十五年法律第百八十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。)をいう。以下同じ。)に対し、他の隊員をその離職後に、若しくは隊員であつた者を、当該當利企業等若しくはその子法人(当該當利企業等に財務及び營業又は事業の方針を決定する機關(株主総会その他これに準ずる機関をいう。)を支配している法人として政令で定めるものを指す)に従事する。

いう。(以下同じ。)の地位に就かせることを目的として、当該隊員若しくは隊員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該隊員をその離職後に、若しくは隊員であつた者を、当該就労する企業等若しくはその子法人の地位に就かせることがを要求し、若しくは依頼してはならない。
前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 陸上幕僚監部、海上幕僚監部若しくは航空幕僚監部又は陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の部隊若しくは機関に置かれる組織であつて第六十五条の十第一項に規定する就職の援助に関する事務を処理するものに属する隊員のうちから防衛大臣が指定する者が若年定年等隊員(次のイからハまでのいずれかに該当する隊員をいう。(以下同じ。))に係る当該就職の援助を目的として行う場合イ 定年が年齢六十五年に満たないとされたる自衛官(防衛省職員給与法別表第二の陸将、海将及び空将の欄並びに陸将補、海将補及び空将補の(一)欄又は(二)欄の適用を受ける自衛官を除く。)
ロ 第三十六条の規定により任用期間を定めて任用された自衛官

ハ 第四十五条の二第一項の規定により採用された自衛官で、同項の任期又は同条第二項の規定により更新された任期の末日の年齢が六十五年に達していないもの(定年に達した日の翌日に防衛省職員給与法別表第二の陸将、海将及び空将の欄並びに陸将補、海将補及び空将補の(一)欄又は(二)欄の適用を受ける自衛官を除く。)

二 退職手当通算予定隊員を退職手当通算法の地位に就かせることを目的として行う場合前項第二号の「退職手当通算法人」とは、独立行政法人(独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。(以下同じ。))その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの(退職手当(これに相当する給付を含む。)に関する規程において、隊員が任命権者の要請に応じ、引き続いだ該法人の役員又は当該法人に使用される者の役員又は当該法人に使用される者として勤続期間に通算することと定めている法人に関する。)をいう。

4 第二項第二号の「退職手当通算予定隊員」とは、任命権者の要請に応じ、引き続いて退職手当通算法人なる隊員であつて、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち政令で定めるものをいう。
(在職中の求職の規制)
第六十五条の三 隊員は、利害関係企業等(當利業等のうち隊員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。
前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
一 退職手当通算予定隊員(前条第四項に規定する退職手当通算予定隊員をいう。以下同じ。)が退職手当通算法人に対して行う場合
二 在職する局等組織(防衛省本省に置かれる官房又は局、施設等機関その他これらに準ずる部局又は機関として政令で定めるものをいう。以下同じ。)の意思決定の権限を実質的に有しない官職又は階級として政令で定めるものにある隊員が行う場合
三 若年定年等隊員が第六十五条の十第一項に規定する就職の援助を受け、利害関係企業等との間で、当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことに関する行う場合
四 一般定年等隊員(若年定年等隊員以外の隊員をいう。以下同じ。)が官民人材交流センターカから紹介された利害関係企業等との間で、当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことに就くことに関する行う場合
五 隊員が利害関係企業等に対し、当該利害關係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供を依頼し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、政令で定める

手続により若年定年等隊員にあつては防衛大臣の、一般定年等隊員にあつては内閣総理大臣の承認を得て、当該承認に係る利害関係企業等に対して行う場合

3 防衛大臣は、前項第五号に規定する承認を行ない、又は行わないこととする場合には、防衛省令で定めるところにより、政令で定める審議会等（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならぬ。

4 防衛大臣が行う第二項第五号に規定する承認についての審査請求は、防衛大臣に対して行うことができる。

5 防衛大臣は、前項に規定する審査請求を受けてこれに対する裁決を行う場合には、審議会に付議し、その議決に基づいて行わなければならぬ。

6 国家公務員法第六条の三第三項から第五項までの規定は、内閣総理大臣が行う第二項第五号に規定する承認について準用する。

第六十五条の四 隊員による依頼等の規制

隊員であつた者であつて離職後に當利企業等の地位に就いている者（退職手当

通算予定隊員であつた者であつて引き続いて退職手当通算法人の地位に就いている者（以下「退職手当通算離職者」という。）は、離職前五年間に在職していいた局等組織に属する隊員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、防衛省と當該當利企業等若しくはその子法人との間で締結される売買・貸借、請負その他の契約又は当該當利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する处分に関する事務（以下「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに関して、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要

求し、又は依頼してはならない。

2 前項の規定によるものほか、再就職者のうち、防衛省本省若しくは防衛装備庁の内部部局に置かれる部の部長若しくは課の課長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに、離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた局等組織に属する隊員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属する

ものに關し、離職後二年間、職務上の行為をするよう、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

3 一二、防衛省の事務次官、防衛省本省の内部部局に置かれる局の局長若しくは防衛装備庁長官の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定められたものに就いていた者は、隊員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて防衛省の所掌に属するものに關し、離職後二年間、職務上の行為をするよう、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

4 前項の規定によるものほか、再就職者は、隊員又はこれに類する者として政令で定めたものに対し、防衛省と當利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）若しくはその子法人との間の契約であつて防衛省においてその締結について自らが決定したものの又は防衛省による当該當利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する处分であつて自らが決定したものに關し、職務上の行為をするよう、又はしないよう

に要求し、又は依頼してはならない。

5 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 防衛省から委託を受けた者が行う当該委託に係るものを行なうために必要な場合、又は国の事務若しくは事業と密接な関連を有する業務として政令で定めるものを行なうために必要な場合

二 防衛省若しくは防衛装備庁に対する権利若しくは義務を定めている法令の規定若しくは

防衛省との間で締結された契約に基づき、権利を使用し、若しくは義務を履行する場合、防衛省の处分により課された義務を履行する場合又はこれらに類する場合として政令で定

するよう求められる場合を除く。）、

六 再就職者が隊員（これに類する者を含む。以下この号において同じ。）に対し、契約等事務に關し、職務上の行為をするよう、又はしないよう

に要求し、又は依頼することに、又は公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、政令で定める手続により離職の際に若年定年等隊員であつた再就職者があつては防衛大臣の、離職の際に一般定年等隊員であつた再就職者があつては内閣総理大臣の承認を得て、再就職者が当該承認に係る隊員に対し、当該承認に係る契約等事務に關し、職務上の行為をするよう、又はしないよう

に要求し、又は依頼する場合

六 防衛大臣は、前項第六号に規定する承認を行ない、又は行わないこととする場合には、防衛省令で定めるところにより、審議会の意見を聴かなければならぬ。

7 防衛大臣が行う第五項第六号に規定する承認についての審査請求は、防衛大臣に対して行うことができる。

8 防衛大臣は、前項に規定する審査請求を受けたこれに対する裁決を行う場合には、審議会に付議し、その議決に基づいて行わなければならぬ。

9 国家公務員法第六条の四第六項から第八項までの規定は、内閣総理大臣が行う第五項第六号に規定する承認について準用する。

10 防衛大臣は、第五項各号に掲げる場合を除き、再就職者から第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたときは、政令で定めるところにより、当該再就職者が離職の際に若年定年等隊員であつた場合にあつては再就職等監察官に、その旨を届け出なければならない。

二 審議会は、防衛大臣に対し、この節の若年定年等隊員又は離職の際に若年定年等隊員であつた者に係る規定の適切な運用を確保するために必要と認められる措置に關し、意見を述べることができる。

三 第六十五条の六 防衛大臣は、前条の規定による権限を審議会に委任する。（懲戒手続等）

四 第六十五条の七 防衛大臣は、若年定年等隊員又は離職の際に若年定年等隊員であつた者に係る規定の適切な運用を行おうとするときは、審議会の意見を聴かなければならぬ。

五 第六十五条の八 防衛大臣は、若年定年等隊員及び第十八条の四（同項に係る部分に限る。）、第六十条の十六から第百六条の二十まで、第六条の二十一第一項及び第二項並びに第六条の二十二の規定は、一般定年等隊員又は離職の際に一般定年等隊員であつた者に係る違反行為（前款の規定に違反する行為をいう。以下この款において同じ。）を行つた疑いがあると

思料するときは、当該違反行為に關し調査を行ふことができる。

六 第六十五条の九 防衛大臣は、若年定年等隊員及び第百六条の二十一第一項中「任命権者」とあるのは「防衛大臣」と、同法第百六条の十八第一項及び第六条の二十第一項中「第百六条の四第九項」とあるのは「自衛隊法第六十五条の四第十

三 行政手続法第一条第三号に規定する申請又は同条第七号に規定する届出を行なう場合

四 会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の三第一項に規定する競争の手続に従い、売買・貸借、請負その他の契約を締結するためるために必要な場合

五 法令の規定により又は慣行として公にさされ、又は公にすることが予定されている情報の提供を求める場合（一定の日以後に公にさ

るよう求められる場合を除く。）、

六 再就職者が隊員（これに類する者を含む。以下この号において同じ。）に対し、契約等事務に關し、職務上の行為をするよう、又はしないよう

に要求し、又は依頼することに、又は公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、政令で定める手続により離職の際に若年定年等隊員であつた者が出頭を求めて質問させ、又は当該若年定年等隊員の勤務する場所若しくは当該若年定年等隊員若しくは離職の際に若年定年等隊員があつた者が隊員として勤務していた場所に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

七 防衛大臣は、前項の規定により立入検査をする者は、その

身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

八 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

九 第三項の規定により立入検査をする者は、その

身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

十 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

十一 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

十二 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

十三 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

十四 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

十五 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

十六 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

十七 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

十八 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

十九 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

二十 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

二十一 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

二十二 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

二十三 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

項」と、同法第百六条の二十一第一項中「任命権者において」とあるのは、「防衛大臣(防衛装備府の職員(自衛隊法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部隊員及び自衛官を除く。)にあつては、防衛装備府長官)において」と、「任命権者に対し」とあるのは、「防衛大臣に対し」と読み替えるものとする。

2 第六十五条の五第二項から第五項までの規定は、前項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の規定による調査について準用する。この場合において、第六十五条の五第二項及び第三項中「防衛大臣」とあるのは、「内閣総理大臣」と、同項中「隊員」に「当該調査」とあるのは、「当該調査」と、「若年定年等隊員」とあるのは、「一般定年等隊員」と、「質問させ」とあるのは、「質問し」と、「立ち入らせ」とあるのは、「立ち入り」と、「検査させ」とあるのは、「検査し」と、「質問させる」とあるのは、「質問する」と読み替えるものとする。

(一般定年等隊員等に係る勧告等)

第六十五条の九 再就職監視委員会は、一般定

年等隊員又は離職の際に一般定年等隊員であつた者に係るこの節(第六十五条の三第三項から第五項まで、第六十五条の四第六項から第八項まで、第六十五条の五から第六十五条の七まで、前条第二項及び次款の規定を除く。)の規定の適切な運用を確保するために必要と認められる措置について、内閣総理大臣に勧告することができる。

第三款 雜則

(隊員の離職に際しての援助)

第六十五条の十 防衛大臣は、若年定年等隊員の

離職に際しての離職後の就職の援助を行ふ。

2 国家公務員法第十八条の五第一項及び第十八条の六(同項に係る部分に限る。)の規定は、一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助について準用する。

(防衛大臣への届出等)

第六十五条の十一 隊員(退職手当通算予定隊員を除く。)は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、防衛省令で定めるところにより、任命権者が防衛大臣であるときは防衛大臣に、任命権者が防衛大臣以外の者であるときは当該任命権者を通じて防衛大臣に、政令で定める事項を届け出なければならぬ。

2 任命権者は、前項の規定による届出があつたときは、第六十五条の三第一項の規定の趣旨を

踏まえ、当該届出をした隊員の任用及び補職を行ふものとする。

企業等の地位に就いている間に限る。」、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 その者の氏名

二 防衛省が当該営利企業等に對して交付した補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二条第一項に規定する補助金等をいう。)の総額

三 防衛省と当該営利企業等との間の売買、貸借、請負その他の契約に係る金額の総額

(防衛招集、國民保護等招集及び災害招集)

該承認に係る営利企業等の地位に就いた場合には、内閣総理大臣の承認を得て、予備自衛官に

は、防衛大臣は、防衛省令で定めるところによ

る行いに参加する場合

の行いに参加する場合

対し、当該各号に定める招集命令書による招集命令を発することができる。

一 第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられた場合又は事態が緊迫し、同項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、必要があると認めるとき 防衛招集命令書による防衛招集命令

二 第七十七条の四の規定により国民の保護のための措置（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第二条第三項に規定する国民の保護のための措置をいい、治安の維持に係るものを除く。以下同じ。）又は緊急対処保護措置（同法第百七十二条第一項に規定する緊急対処保護措置をいい、治安の維持に係るものを除く。以下同じ。）を実施するため部隊等を派遣する場合において、特に必要があると認めるとき 国民保護等招集命令書による国民保護等招集命令

三 第八十三条第二項の規定により部隊等を救援のため派遣する場合において、特に必要があると認めるとき 災害招集命令書による災害招集命令

前項各号の招集命令を受けた予備自衛官は、指定の日時に、指定の場所に出頭して、招集中応じなければならない。

3 第一項各号の招集命令により招集された予備自衛官は、辞令を発せられることなく、招集に応じて出頭した日をもつて、現に指定される階級の自衛官となるものとする。この場合において、当該自衛官の員数は、防衛省の職員の定員外とする。

4 前項本文の場合においては、当該自衛官の任用期間は、第三十六条の規定にかかるわらず、その予備自衛官としての任用期間によるものとし、当該自衛官については、第四十五条第一項の定年の規定は、適用しない。

5 第一項各号の規定による招集命令を受けた予備自衛官が心身の故障その他正當な事由により指定の日時に、指定の場所に出頭することができない旨を申し出た場合又は招集中応じて出頭した予備自衛官についてこれら的事情があると認める場合には、防衛大臣が定めるところにより、防衛大臣が心身の故障その他正當な事由により指定の日時に、指定の場所に出頭することができない旨を申し出た場合は訓練招集に応じなければならない。

4 第一項の規定による訓練招集命令を受けた予備自衛官が心身の故障その他正當な事由により指定の日時に、指定の場所に出頭することができない旨を申し出た場合は訓練招集に応じなければならない。

5 第一項の訓練招集命令により招集された予備自衛官は、その招集されている期間中、防衛省令で定めるところにより、訓練招集命令を取り消し、又は変更することができる。

6 第一項各号に規定する防衛招集命令書（委任規定）前二条に規定するもののほか、第七十一条第一項各号に規定する防衛招集命令書（国

6 防衛大臣は、第一項各号の規定による招集命令を受け、第三項の規定により自衛官となつた者について、招集の必要がなくなつた場合には、速やかに、招集を解除しなければならない。

7 前二項の規定により招集を解除された自衛官は、次項の規定による招集命令を受けた場合又は第九項に該当する場合を除き、辞令を発せられることなく、招集の解除日の翌日をもつて予備自衛官となり、招集の解除日の日当該自衛官の階級を指定されたものとする。

8 防衛大臣は、第六項の規定により招集を解除する場合において、新たに第一項各号に掲げる場合に該当するときは、内閣総理大臣の承認を得て、当該自衛官に対し、当該各号に定める招集命令書による招集命令を発すことができる。

9 第六十八条第三項の規定により任用期間が延長されていた自衛官が招集を解除された場合においては、招集の解除の日をもつて予備自衛官の任用期間が満了したものとする。

（訓練招集）
第七十一条 防衛大臣は、所要の訓練を行った指定の日時に、指定の場所に出頭して、訓練招集に応じなければならない。

3 第一項の招集期間は、一年を通じて二十日をこえないものとする。

4 第一項の規定による訓練招集命令を受けた予備自衛官が心身の故障その他正當な事由により指定の日時に、指定の場所に出頭することができない旨を申し出た場合は訓練招集に応じなければならない。

5 第一項の訓練招集命令により招集された予備自衛官は、その招集されている期間中、防衛省令で定めるところにより、訓練招集命令を取り消し、又は変更することができる。

6 第一項の規定による訓練招集命令を受けた予備自衛官が心身の故障その他正當な事由により指定の日時に、指定の場所に出頭することができない旨を申し出た場合は訓練招集に応じなければならない。

7 第一項の訓練招集命令により招集された予備自衛官は、その招集されている期間中、防衛省令で定めるところにより、訓練招集命令を取り消し、又は変更することができる。

8 第一項の訓練招集命令により招集された予備自衛官は、その招集されている期間中、防衛省令で定めるところにより、訓練招集命令を取り消し、又は変更することができる。

9 第一項の規定による訓練招集命令を受けた予備自衛官は、所要の訓練を行った指定の日時に、指定の場所に出頭して、訓練招集に応じなければならない。

3 第一項の招集期間は、一年を通じて二十日をこえないものとする。

第七十三条の二 防衛大臣又はその委任を受けた者は、予備自衛官（第七十条第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつてゐる者を含む。）である者の使用者から求められた場合であつて、当該予備自衛官の同意があるときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該使用者に對し、当該予備自衛官の訓練招集の予定期間その他予備自衛官の職務に対する理解と協力の確保に資するものとして防衛省令で定める情報の提供を行ふものとする。

（予備自衛官である者の使用者に対する給付金）
第七十三条の三 防衛大臣又はその委任を受けた者は、予備自衛官（第七十条第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつてゐる者を含む。）が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該予備自衛官にかかるべき給付金である者の使用者（政令で定めるものを除く。）に対し、当該予備自衛官である者が当該使用者の事業に従事することができない間における当該事業の継続に伴う負担を考慮して政令で定める額に、当該各号に定める日の数を乗じて得た額を、予備自衛官の職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金として支給することができる。

2 予備自衛官が死亡したとき、又は所在不明となつたときは、前項の同居の親族その他政令で定める者は、政令で定めるところにより、防衛大臣に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

3 予備自衛官が死亡したとき、又は所在不明となつたときは、前項の同居の親族その他政令で定める者は、政令で定めるところにより、防衛大臣に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

4 予備自衛官が死亡したとき、又は所在不明となつたときは、前項の同居の親族その他政令で定める者は、政令で定めるところにより、防衛大臣に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

5 予備自衛官が死亡したとき、又は所在不明となつたときは、前項の同居の親族その他政令で定める者は、政令で定めるところにより、防衛大臣に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

6 予備自衛官が死亡したとき、又は所在不明となつたときは、前項の同居の親族その他政令で定める者は、政令で定めるところにより、防衛大臣に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

7 予備自衛官が死亡したとき、又は所在不明となつたときは、前項の同居の親族その他政令で定める者は、政令で定めるところにより、防衛大臣に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

8 予備自衛官が死亡したとき、又は所在不明となつたときは、前項の同居の親族その他政令で定める者は、政令で定めるところにより、防衛大臣に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

（適用除外）
第七十五条 第四十一一条、第三三節、第五十四条第一項、第六十条第二項及び第三項、第六十一条から第六十三条まで並びに前節の規定は、予備自衛官については、適用しない。ただし、第六十一条第一項の規定は、第七十七条第一項の規定による訓練招集命令により招集されている予備自衛官について、適用があるものとする。

2 第四十一一条、第六十条第二項及び第三項、第六十一条第二項及び第三項、第六十二条、第六十三条並びに前節の規定は、第七十条第三項の規定により自衛官となつてゐる者については、適用しない。

めに当該事業に従事することができなかつた日（招集に応じて出頭した日から招集の解除の日までの間の日に限る。）

二 第七十一条第一項各号の規定による訓練招集命令を受けた後に当該招集命令又は訓練招集命令を受けた予備自衛官として公務上負傷し、又は疾病にかかつた場合、当該負傷又は疾病の療養のために当該事業に従事することができなかつた日（招集の解除の日又は同項の招集期間の終了日の翌日以後最初に当該事業に従事することができなかつた日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間の日に限る。）

三 前項に定めるもののほか、同項の給付金の支給に關する必要な事項は、政令で定める。

（不利益取扱の禁止）
第七十三条 何人も、被用者を求め、又は求職者の採否を決定する場合においては、予備自衛官である者に対し、その予備自衛官であることを理由として不利益な取扱をしてはならない。

2 すべて使用者は、被用者が予備自衛官であること又は予備自衛官にならうとしたことを理由として、その者を解雇し、その他これに對して不利益な取扱をしてはならない。

（予備自衛官である者の使用者に対する情報の提供）
第七十三条の二 防衛大臣又はその委任を受けた者は、予備自衛官（第七十条第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつてゐる者を含む。）である者の使用者から求められた場合であつて、当該予備自衛官の職務に対する理解と協力の確保に資するものとして防衛省令で定める。

（住所変更の届出）
第七十四条 予備自衛官は、住所を変更したとき、心身の故障のため長期の休養を要するに至つたとき、又は心身障害の状態となつたときの任用期間を経過する日までに、政令で定めるところにより、常にその所在を同居の親族その他政令で定める者に明らかにしておかなければならぬ。

2 予備自衛官は、防衛招集、国民保護等招集若しくは災害招集又は訓練招集に支障を來すことのないように、常にその所在を同居の親族その他政令で定める者に明らかにしておかなければならぬ。

3 予備自衛官が死亡したとき、又は所在不明となつたときは、前項の同居の親族その他政令で定める者は、政令で定めるところにより、防衛大臣に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

4 予備自衛官が死亡したとき、又は所在不明となつたときは、前項の同居の親族その他政令で定める者は、政令で定めるところにより、防衛大臣に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

5 予備自衛官が死亡したとき、又は所在不明となつたときは、前項の同居の親族その他政令で定める者は、政令で定めるところにより、防衛大臣に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

6 予備自衛官が死亡したとき、又は所在不明となつたときは、前項の同居の親族その他政令で定める者は、政令で定めるところにより、防衛大臣に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

7 予備自衛官が死亡したとき、又は所在不明となつたときは、前項の同居の親族その他政令で定める者は、政令で定めるところにより、防衛大臣に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

8 予備自衛官が死亡したとき、又は所在不明となつたときは、前項の同居の親族その他政令で定める者は、政令で定めるところにより、防衛大臣に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

3 予備自衛官が死亡したとき、又は所在不明となつたときは、前項の同居の親族その他政令で定める者は、政令で定めるところにより、防衛大臣に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

（適用除外）
第七十五条 第四十一一条、第三三節、第五十四条第一項、第六十条第二項及び第三項、第六十一条から第六十三条まで並びに前節の規定は、予備自衛官については、適用しない。ただし、第六十一条第一項の規定は、第七十七条第一項の規定による訓練招集命令により招集されている予備自衛官について、適用があるものとする。

2 第四十一一条、第六十条第二項及び第三項、第六十一条第二項及び第三項、第六十二条、第六十三条並びに前節の規定は、第七十条第三項の規定により自衛官となつてゐる者については、適用しない。

3 予備自衛官が死亡したとき、又は所在不明となつたときは、前項の同居の親族その他政令で定める者は、政令で定めるところにより、防衛大臣に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

4 予備自衛官が死亡したとき、又は所在不明となつたときは、前項の同居の親族その他政令で定める者は、政令で定めるところにより、防衛大臣に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

5 予備自衛官が死亡したとき、又は所在不明となつたときは、前項の同居の親族その他政令で定める者は、政令で定めるところにより、防衛大臣に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

6 予備自衛官が死亡したとき、又は所在不明となつたときは、前項の同居の親族その他政令で定める者は、政令で定めるところにより、防衛大臣に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

7 予備自衛官が死亡したとき、又は所在不明となつたときは、前項の同居の親族その他政令で定める者は、政令で定めるところにより、防衛大臣に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

8 予備自衛官が死亡したとき、又は所在不明となつたときは、前項の同居の親族その他政令で定める者は、政令で定めるところにより、防衛大臣に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

9 予備自衛官が死亡したとき、又は所在不明となつたときは、前項の同居の親族その他政令で定める者は、政令で定めるところにより、防衛大臣に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

10 予備自衛官が死亡したとき、又は所在不明となつたときは、前項の同居の親族その他政令で定める者は、政令で定めるところにより、防衛大臣に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

11 予備自衛官が死亡したとき、又は所在不明となつたときは、前項の同居の親族その他政令で定める者は、政令で定めるところにより、防衛大臣に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

12 予備自衛官が死亡したとき、又は所在不明となつたときは、前項の同居の親族その他政令で定める者は、政令で定めるところにより、防衛大臣に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

13 予備自衛官が死亡したとき、又は所在不明となつたときは、前項の同居の親族その他政令で定める者は、政令で定めるところにより、防衛大臣に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

14 予備自衛官が死亡したとき、又は所在不明となつたときは、前項の同居の親族その他政令で定める者は、政令で定めるところにより、防衛大臣に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

15 予備自衛官が死亡したとき、又は所在不明となつたときは、前項の同居の親族その他政令で定める者は、政令で定めるところにより、防衛大臣に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

16 予備自衛官が死亡したとき、又は所在不明となつたときは、前項の同居の親族その他政令で定める者は、政令で定めるところにより、防衛大臣に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

17 予備自衛官が死亡したとき、又は所在不明となつたときは、前項の同居の親族その他政令で定める者は、政令で定めるところにより、防衛大臣に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

18 予備自衛官が死亡したとき、又は所在不明となつたときは、前項の同居の親族その他政令で定める者は、政令で定めるところにより、防衛大臣に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

19 予備自衛官が死亡したとき、又は所在不明となつたときは、前項の同居の親族その他政令で定める者は、政令で定めるところにより、防衛大臣に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

20 予備自衛官が死亡したとき、又は所在不明となつたときは、前項の同居の親族その他政令で定める者は、政令で定めるところにより、防衛大臣に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

21 予備自衛官が死亡したとき、又は所在不明となつたときは、前項の同居の親族その他政令で定める者は、政令で定めるところにより、防衛大臣に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

22 予備自衛官が死亡したとき、又は所在不明となつたときは、前項の同居の親族その他政令で定める者は、政令で定めるところにより、防衛大臣に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

23 予備自衛官が死亡したとき、又は所在不明となつたときは、前項の同居の親族その他政令で定める者は、政令で定めるところにより、防衛大臣に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

家族その他の関係者で当該邦人若しくは当該国人に早期に面会させ、若しくは同行させることが適当であると認められる者を同乗させることができる。

2 前項の輸送は、次に掲げる航空機又は船舶により行うことができる。

一 輸送の用に主として供するための航空機

二 前項の輸送に適する船舶

三 前号に掲げる船舶に搭載された回転翼航空機で第一号に掲げる航空機以外のもの（当該船舶と陸地との間の輸送に用いる場合におけるものに限る。）

4 第一項の輸送は、前項に規定する航空機又は船舶のほか、特に必要があると認められるときは、当該輸送に適する車両（当該輸送のために借り受けて使用するものを含む。第九十四条の六において同じ。）により行うことができる。（後方支援活動等）

第五条の五 防衛大臣又はその委任を受けた者は、第三条第二項に規定する活動として、次各号に掲げる法律の定めるところにより、それぞれ、当該各号に定める活動を実施することができる。

一 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）（後方支援活動としての物品の提供）

二 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第一百四十五号）（後方支援活動又は協力支援活動としての物品の提供）

三 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）（大規模な災害に対処するアメリカ合衆国、オーストラリア、カナダ、インド又はドバイの軍隊との相互の間に緊密な連絡を保たせるものとする）

（関係機関との連絡及び協力）

第八十六条

内閣総理大臣は、第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定による出動命令を発するに際しては、防衛大臣と国家公安委員会との相互の間に緊密な連絡を保たせるものとする。

（防衛大臣と国家公安委員会との相互の連絡）

（協力支援活動としての物品の提供）

（武器の保有）

（第七章 自衛隊の権限）

（第八十七条）

自衛隊は、その任務の遂行に必要な武力を保有することができる。

（第八十八条）

第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊は、わが国を防衛するため、必要な武力を行使することができる。

（防衛出動時の武力行使）

（第八十九条）

警察官職務執行法（昭和二十三年法律第二百三十六号）の規定は、第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第四条第二項中「公安委員会」とあるのは、「防衛大臣の指定する者」と読み替えるものとする。

（第八十九条）

警察官職務執行法第七条とあるのは、「第八十条第一項において準用する警察官職務執行法第七条及び前条第一項」と、「第十七条第一項」であるのは、「前項において準用する海上保安庁第六十二条法律第九十三条号」部隊等又は隊員による国際緊急援助活動及び当該活動を行う人員又は当該活動に必要な物資の輸送

（第八十九条）

に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
 (合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護のための武器の使用)

第九十五条の二 自衛官は、アメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織（次項において「合衆国軍隊等」という。）の部隊であつて自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。）に現に従事しているものの武器等を職務上警護するに当たり、人又は武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に対する危害を与えてはならない。

(自衛隊の施設の警護のための武器の使用)

第九十五条の三 自衛官は、本邦内にある自衛隊の施設であつて、自衛隊の武器等を保管し、収容し若しくは整備するための施設設備、営舎又は港湾若しくは飛行場に係る施設設備が所在するものを職務上警護するに当たり、当該職務を遂行するため又は自己若しくは他人を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、当該施設内において、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

(対象施設の安全の確保のための権限)

第九十五条の四 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第十条第三項第三号に規定する対象施設を職務上警護する自衛官は、同法の定めるところにより、同法の規定による権限を行ふことができる。

(部内の秩序維持に専従する者の権限)

第九十六条 自衛官のうち、部内の秩序維持の職務に専従する者は、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる犯罪については、政令で定めるものを除き、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一年号）の規定による司法警察職員として職務を行う。

一 自衛官並びに統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び部隊等に所属する自衛官以外の隊員並びに学生、訓練招集に応じている予備自衛官及び即応予備自衛官並びに教育訓練招集に応じている予備自衛官等以外の者の犯した犯罪

二 自衛官の使用する船舶、庁舎、營舍その他

三 自衛隊の所有し、又は使用する施設又は物に対する犯罪

二 自衛隊の使用する船、舟、汽船、營舍その他

三 自衛隊の所有し、又は使用する施設又は物に対する犯罪

二 自衛官のうち、三等陸曹、三等海曹又は三等空曹以上の者は司法警察員とし、その他の者は司法巡査とする。

第八章 雜則

第九十七条 都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。

2 防衛大臣は、警察庁及び都道府県警察に対し、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部について協力を求めることができる。

3 第一項の規定により都道府県知事及び市町村長の行う事務並びに前項の規定により都道府県警察の行う協力に要する経費は、国庫の負担とする。

(学資金の貸与)

第九十八条 防衛大臣は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（短期大学及び大学院を含む）、高等専門学校若しくは専修学校又はこれらの学校に相当する外国の学校に在学する学生又は生徒で、政令で定める学術を現に専攻し、又は専攻しようとする者であつて、学士、修士若しくは博士の学位（同法第一百四条に規定する学位をいう。）又はこれらに相当するものとして政令で定めるものを取得し、修学後その専攻した学術を応用して自衛隊に勤務しようとする者に対し、選考により学資金を貸与することができる。

2 前項の貸与金の額は、政令で定める。

3 第一項の貸与金には、利息を附さない。

4 防衛大臣は、学資金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、政令で定めると

ころにより、その貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる。

一 修学後政令で定める年数以上継続して隊員であつたとき。

二 修学後隊員であつた者が公務に因る災害のために心身に故障を生じ、第四十二条第二号の規定に該当して免職されたとき、又は同条第四号の規定に該当して免職されたとき。

三 死亡又は心身障害により貸与金の返還ができないなくなったとき。

四 前項に定めるもののほか、学資金の貸与及び返還に關し必要な事項は、政令で定める。

5 前項に定めるもののほか、学資金の貸与及び返還に關し必要な事項は、政令で定める。

(償還金)

第九十九条 防衛医科大学卒業生は、当該教育訓練の修了の時以後初めて離職したときは、防衛省設置法第十六条第一項第一号の教育訓練を修了した者にあつてはその修了後九年以上の期間、同項第二号又は第三号の教育訓練を修了した者にあつてはその修了後六年以上の期間隊員として勤続していた場合を除き、それぞれ同項各号の教育訓練に要した職員給与費、研究費その他の経常的経費の当該教育訓練を受ける者一人当たりの額を超えない範囲内において、当該教育訓練の修了後の隊員としての勤続期間を考慮して政令で定める金額を国に償還しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 死亡により離職したとき。

二 公務による災害のため心身に故障を生じ、第四十二条第二号の規定に該当して免職されたとき、又は同条第四号の規定に該当して免職されたとき。

3 防衛大臣は、第一項の規定により教育訓練を受けた外国人に対し、その委託者が開発途上にある海外の地域の政府である場合において、特に必要があると認めるときは、同項後段の規定にかかるわらず、政令で定めるところにより、当該教育訓練の履修を支援するための給付金を支給することができる。

4 隊員以外の者に対する教育訓練の委託の手続は、政令で定める。

第一百条の三 防衛大臣は、関係機関から依頼があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、国際的若しくは全国的規模又はこれらに準ずる規模で開催される政令で定める運動競技会の運営につき、政令で定めるところにより、役務の提供その他必要な協力を行なうことができる。

(南極地域観測に対する協力)

第一百条の四 防衛大臣は、防衛大臣の命を受け、国が行なう南極地域における科学的調査について、政令で定める輸送その他の協力を行なうことができる。

(国賓等の輸送)

第一百条の五 防衛大臣は、防衛大臣から依頼があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、航空機による国賓、内閣総理大臣その他政令で定める者（次項において

3 前二項の規定による自衛隊に属する物品の提
務遂行に支障を生じない限度において、防衛省
の機関又は部隊等に当該オーストラリア軍隊
に対する役務の提供を行わせることができる。

供及び防衛省の機関又は部隊等による役務の提供として行う業務は、次の各号に掲げるオーストラリア軍隊の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

附帶する業務を含む。) 第一項第二号から第九号までに掲げるオーストラリア軍隊、補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管又は施設の利用(これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。)

（業務を含む）
第一項に規定する物品の提供には、武器の提供は含まないものとする。
（オーストラリア軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続）

第一百条の九 この法律又は他の法律の規定により、オーストラリア軍隊に対し、防衛大臣又はその委任を受けた者が自衛隊に属する物品の提供を実施する場合及び防衛省の機関又は部隊等が役務の提供を実施する場合における決済その他の手続につきは、支度に則りて行つて置く。

（イギリスの手続については、法律に別段の定めがある場合を除き、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の定めるところによる。
（英國軍隊に対する物品又は役務の提供）

は、次に掲げる英國軍隊（英國の軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ。）から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該英國軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

一 自衛隊及び英國軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加する英國軍隊（重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊等に該当する英國軍

隊、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二条第七号に規定する外国軍隊に該当する英國軍隊及び

国際平和共同対処事態に際して我が國が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第三条第一項第一号に規定する諸外国の軍隊等に該当する英國軍隊を除く。次号及び第四号から第九号までにおいて同じ。)

三、天災地変その他の災害に際して、政府の要請に基づき災害応急対策のための活動を行う英國軍隊であつて、第八十三条第二項又は第八十三条の三の規定により派遣された部隊等と共に現場に所在するもの

機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行う英國軍隊

外国における緊急事態に際して同項の保護措置を行う場合又は第八十四条の四第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の邦人の輸送を行う場合において当該部隊等と共に現場に所在して当該保護措置又は当該

輸送と同種の活動を行う英國軍隊
六 部隊等が第八十四条の五第二項第三号に規定する國際緊急援助活動又は該活動を行う人員若しくは當該活動に必要な物資の輸送を行ふ場合において、同一の災害に對処するために當該部隊等と共に現場に所在してこれら活動と同種の活動を行う英國軍隊

自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外国の軍隊の動向に関する情報その他の我が国の防衛に資する情報の収集のための活動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活動と同種の活動を行う英國軍隊、連絡調整その他の日常的な活動（訓練を除く）

く。次号において同じ。)のため、航空機
船舶又は車両により本邦内にある自衛隊の施
設に到着して一時的に滞在する英國軍隊
元連絡調整その他の日常的な活動のため、航
空機、船舶又は車両により英国内にある英國

軍隊の施設に到着して一時的に滞在する部隊等と共に現場に所在し、連絡調整その他の日常的な活動を行う英國軍隊

前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び防衛省の機関又は部隊等による役務の提供として行う業務は、次の各号に掲げる英國軍隊の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、軍
療、通信、空港若しくは港湾に関する業務
基地に関する業務、宿泊、保管又は施設の利
用（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を
含む。）

第一項に規定する物品の提供には、武器の提供は含まないものとする。
（英國軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続）

り、英國軍隊に対し、防衛大臣又はその委任を受けた者が自衛隊に属する物品の提供を実施する場合及び防衛省の機関又は部隊等が役務の提供を実施する場合における決済その他の手続については、法律に別段の定めがある場合を除き、日本国の大衛隊とグレートブリテン及びアイルランド連合王国の軍隊との間における物

品又は役務の相互の提供に関する日本本国政府と
グレートブリテン及び北アイルランド連合王国と
政府との間の協定の定めるところによる。
(フランス軍隊に対する物品又は役務の提供)
百条の十二 防衛大臣又はその委任を受けた者は、
次に掲げるフランス軍隊(フランスの軍隊)

をいう。以下この条及び次条において同じ。)から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該フランス軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

一　自衛隊及びフランス軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加するフランス軍隊(全要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第

項第一号に規定する合衆国軍隊等に該当する
フランス軍隊、武力攻撃事態等及び存立危機
事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行使等
に伴い我が国が実施する措置に関する法律等
二条第七号に規定する外国軍隊に該当するフ
ランス軍隊及び国際平和共同対処事態に際し
て我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する
協力支援活動等に関する法律第三条第一項等
一号に規定する諸外国の軍隊等に該当する

二、自衛隊の部隊が第八十二条の二に規定する
海賊対処行動を行う場合において、当該部隊
と共に現場に所在して当該海賊対処行動と同
種の活動を行うフランス軍隊
三、(略)

三
一 天災地変その他の災害に際して政府の責務として、災害対策のための活動を行ふ
請に基づき災害対策のための活動を行ふ
フランス軍隊であつて、第八十三条第二項によ
は第八十三条の三の規定により派遣された部
隊等と共に現場に所在するもの

四
自衛隊の部隊が第八十四条の一に規定する機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在してこれら活動と同種の活動を行うフランス軍隊

五
一部隊等が第八十四条の三第一項に規定する
国外における緊急事態に際して同項の保護措
置を行う場合又は第八十四条の四第一項に規
定する外国における緊急事態に際して同項の
邦人の輸送を行う場合において、当該部隊等
と共に現場に所在して当該保護措置又は当該
輸送と同種の活動を行うフランス軍隊

六 部隊等が第八十四条の五第二項第三号に規定する国際緊急援助活動又は当該活動を行ふ場合において、同一の災害に対処するために当該部隊等と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行うフランス軍隊

七　自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外國の軍隊の動向に関する情報その他の我が国に国防衛に資する情報の収集のための活動を行ふ場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活動と同種の活動を行うフランス軍隊

八、連絡調整その他の日常的な活動（訓練を除く。次号において同じ。）のため、航空機、船舶又は車両により本邦内にある自衛隊の施設に到着して一時的に滞在するフランス軍隊の他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両によりフランス内にあるフランス軍隊の施設に到着して一時的に滞在する部隊等と共に現場に所在し、連絡調整その他の日常的な活動を行うフランス軍隊。

九、連絡調整その他の日常的な活動（訓練を除く。次号において同じ。）のため、航空機、船舶又は車両により本邦内にある自衛隊の施設に到着して一時的に滞在する部隊等と共に現場に所在し、連絡調整その他の日常的な活動を行うフランス軍隊。

（カナダ軍隊に対する物品又は役務の提供）
第一百条の十四 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げるカナダ軍隊（カナダの軍隊をい

う。以下この条及び次条において同じ。）から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該カナダ軍隊に對し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

一、自衛隊及びカナダ軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加するカナダ軍隊（重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊等に該当するカナダ軍隊、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二条第七号に規定する外國軍隊に該当するカナダ軍隊一号に規定する合衆国軍隊等に該当するカナダ軍隊、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二条第七号に規定する外國軍隊に該当するカナダ軍隊）から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該インド軍隊に規定する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第三条第一項第一号に規定する諸外国の軍隊等に該当するカナダ軍隊を除く。次号及び第四号から第九号までにおいて同じ。）

二、自衛隊の部隊が第八十二条の二に規定する海賊対処行動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該海賊対処行動と同種の活動を行うカナダ軍隊

三、天災地変その他の災害に際して、政府の要請に基づき災害応急対策のための活動を行うカナダ軍隊であつて、第八十三条第二項又は第八十三条の三の規定により派遣された部隊等と共に現場に所在するもの

四、自衛隊の部隊が第八十四条の二に規定する機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行なうカナダ軍隊

五、部隊等が第八十四条の三第一項に規定する在外における緊急事態に際して同項の保護措置を行う場合又は第八十四条の四第一項に規定する外国における緊急援助活動又は当該活動を行う場合において、当該部隊等と共に現場に所在して当該保護措置又は当該

六、部隊等が第八十四条の五第二項第三号に規定する機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行う場合又は第八十四条の四第一項に規定する外國における緊急事態に際して同項の保護措置を行う場合又は第八十四条の四第一項に規定する外國における緊急事態に際して同項の保護措置を行う場合又は第八十四条の三第一項に規定する機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行なうカナダ軍隊

七、自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外國の軍隊の動向に関する情報その他の我が国防衛に資する情報の収集のための活動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活動と同種の活動を行うカナダ軍隊

八、連絡調整その他の日常的な活動（訓練を除く。次号において同じ。）のため、航空機、船舶又は車両により本邦内にある自衛隊の施設に到着して一時的に滞在するカナダ軍隊の他の日常的な活動を行うカナダ軍隊

九、連絡調整その他の日常的な活動（訓練を除く。次号において同じ。）のため、航空機、船舶又は車両により本邦内にある自衛隊の施設に到着して一時的に滞在するカナダ軍隊の他の日常的な活動を行うカナダ軍隊

（カナダ軍隊に対する物品又は役務の提供）
第一百条の十五 この法律又は他の法律の規定により、カナダ軍隊に対し、防衛大臣又はその委任を受けた者が自衛隊に属する物品の提供を実施する場合及び防衛省の機関又は部隊等が役務の提供を実施する場合における決済その他の手続について、法律に別段の定めがある場合は、法律に別段の定めがある場合を除き、日本国とカナダの間の協定の定めるところによる。

（カナダ軍隊に対する物品又は役務の提供）
第一百条の十六 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げるインド軍隊（インドの軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ。）から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該インド軍隊に規定する合衆国軍隊等に該当するカナダ軍隊に對し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

一、自衛隊及びインド軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加するカナダ軍隊（重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊等に該当するカナダ軍隊、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二条第七号に規定する外國軍隊に該当するカナダ軍隊）から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該インド軍隊に規定する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第三条第一項第一号に規定する諸外国の軍隊等に該当するカナダ軍隊を除く。次号及び第四号から第九号までにおいて同じ。）

二、自衛隊の部隊が第八十二条の二に規定する海賊対処行動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該海賊対処行動と同種の活動を行うカナダ軍隊

三、天災地変その他の災害に際して、政府の要請に基づき災害応急対策のための活動を行うカナダ軍隊であつて、第八十三条第二項又は第八十三条の三の規定により派遣された部隊等と共に現場に所在するもの

四、自衛隊の部隊が第八十四条の二に規定する機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行なうカナダ軍隊

五、部隊等が第八十四条の三第一項に規定する在外における緊急事態に際して同項の保護措置を行う場合又は第八十四条の四第一項に規定する外國における緊急事態に際して同項の保護措置を行う場合又は第八十四条の五第二項第三号に規定する機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行う場合又は第八十四条の四第一項に規定する外國における緊急事態に際して同項の保護措置を行う場合又は第八十四条の三第一項に規定する機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行なうカナダ軍隊

六、部隊等が第八十四条の五第二項第三号に規定する機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行う場合又は第八十四条の四第一項に規定する外國における緊急事態に際して同項の保護措置を行う場合又は第八十四条の三第一項に規定する機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行なうカナダ軍隊

六 部隊等が第八十四条の五第二項第三号に規定する国際緊急援助活動又は当該活動を行ふ人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送を行ふ場合において、同一の災害に対処するために当該部隊等と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行うインド軍隊

七 自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外国の軍隊の動向に関する情報その他の我が国の防衛に資する情報の収集のための活動を行ふ場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活動と同種の活動を行ふインド軍隊

八 連絡調整その他の日常的な活動（訓練を除く。次号において同じ。）のため、航空機、船舶又は車両により本邦内にある自衛隊の施設に到着して一時的に滞在するインド軍隊

九 連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両によりインド内にあるイングランド軍隊の施設に到着して一時的に滞在する部隊等と共に現場に所在し、連絡調整その他の日常的な活動を行うインド軍隊

10 防衛大臣は、前項各号に掲げるインド軍隊から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛省の機関又は部隊等に、当該インド軍隊に対する役務の提供を行わせることができる。

11 前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び防衛省の機関又は部隊等による役務の提供として行う業務は、次の各号に掲げるイングランド軍隊の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 第一項第一号に掲げるインド軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務（これらの業務にそれ附帯する業務を含む。）

二 第一項第一号から第九号までに掲げるイングランド軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務（これらに附帯する業務を含む。）

三 第一項に規定する物品の提供には、武器（弾薬を含む。）の提供は含まないものとする。（イングランド軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続）

4 第一項に規定する物品の提供には、武器（弾薬を含む。）の提供は含まないものとする。（イングランド軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続）

第一百条の十八

隊に対する物品又は役務の提供)。が自衛隊に属する物品の提供を実施及び防衛省の機関又は部隊等が役務の提供における決済その他の手続する場合における決済その他の手続、法律に別段の定めがある場合を除く。自衛隊とインド軍隊との間における役務の相互の提供に関する日本国政府と共和国政府との間の協定の定めると。

六

置を行う場合又は第八十四条の四第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の邦人の輸送を行う場合において、当該部隊等と共に現場に所在して当該保護措置又は当該輸送と同種の活動を行うドイツ軍隊、部隊等が第八十四条の五第二項第三号に規定する国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送を行う場合において、同一の災害に対処するため当該部隊等と共に現場に所在してこれらに協力する旨を定め、

第

第一項に規定する物品の提供
供は含まないものとする。
(ドイツ軍隊に対する物品又は
う手続)
百条の十九 この法律又は他の
り、ドイツ軍隊に対し、防衛省
を受けた者が自衛隊に属する物
する場合及び防衛省の機関又は
提供を実施する場合における処
については、法律に別段の定め
き、日本国の自衛隊とドイツ連邦
との間における物品又は役務の
する日本国政府とドイツ連邦サ
の協定の定めるところによる。
(海上保安庁等との関係)

第

第一項に規定する物品の提供には、武器の提供は含まれないものとする。
(ドイツ軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続)
百条の十九 この法律又は他の法律の規定により、ドイツ軍隊に対し、防衛大臣又はその委任を受けた者が自衛隊に属する物品の提供を実施する場合及び防衛省の機関又は部隊等が役務の提供を実施する場合における決済その他の手続について、法律に別段の定めがある場合を除き、日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定の定めるところによる。
(海上保安庁等との関係)
百一条 自衛隊と海上保安庁、地方航空局、航空交通管制部、気象官署、国土地理院、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第一条第3項に規定する会社、日本電信電話株式会社等

Journal of Health Politics, Policy and Law, Vol. 32, No. 4, December 2007
DOI 10.1215/03616878-32-4 © 2007 by The University of Chicago

(第一項に規定する物品の提供には、武器の提供は含まないものとする。
(ドイツ軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続)
百条の十九 この法律又は他の法律の規定により、ドイツ軍隊に対し、防衛大臣又はその委任を受けた者が自衛隊に属する物品の提供を実施する場合及び防衛省の機関又は部隊等が役務の提供を実施する場合における決済その他の手続については、法律に別段の定めがある場合を除き、日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する協定の定めるところによる。
(海上保安庁等との関係)
百一条 自衛隊と海上保安庁、地方航空局、航空交通管制部、気象官署、国土地理院、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第一条第三項に規定する会社、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社及び同条第三項に規定する西日本電信電話株式会社(以下この条において「海上保安庁等」という。)は、相互に常に緊密な連絡を保

2

第

第一項に規定する物品の提供には、武器の提供は含まないものとする。
(ドイツ軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続)
百条の十九 この法律又は他の法律の規定により、ドイツ軍隊に対し、防衛大臣又はその委任を受けた者が自衛隊に属する物品の提供を実施する場合及び防衛省の機関又は部隊等が役務の提供を実施する場合における決済その他の手続については、法律に別段の定めがある場合を除き、日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定の定めるところによる。
(海上保安庁等との関係)
百一条 自衛隊と海上保安庁、地方航空局、航空交通管制部、気象官署、国土地理院、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第一条第三項に規定する会社、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社及び同条第三項に規定する西日本電信電話株式会社(以下この条において「海上保安庁等は、特別の事情のない限り、第一項に規定する西日本電信電話株式会社等」という。)は、相互に常に緊密な連絡を保たなければならぬ。
(自衛艦旗等)
百二条 自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶は、防衛大臣の定めるところにより、国旗及び

2

第一項に規定する物品の提供には、武器の提供に伴う手続（ドイツ軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続）供は含まないものとする。

百条の十九 この法律又は他の法律の規定により、ドイツ軍隊に対し、防衛大臣又はその委任を受けた者が自衛隊に属する物品の提供を実施する場合及び防衛省の機関又は部隊等が役務の提供を実施する場合における決済その他の手続について、法律に別段の定めがある場合を除き、日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社及び同条第三項に規定する西日本電信電話株式会社及び同条第三項に規定する海上保安庁等に對し協力を求めることができる。この場合においては、海上保安庁等は、特別の事情のない限り、これに応じなければならない。

百二条 自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶は、防衛大臣の定めるところにより、国旗及び第四条第一項の規定により交付された自衛艦旗は、海上保安庁等は、特別の事情のない限り、これに応じなければならない。

百二条（自衛艦旗等）

百二条（自衛艦の使用する航空機は、自衛隊の航空機であることを明らかに識別することができるような標識を付さなければならない。）

3

第一項に規定する物品の提供には、武器の提供に伴う手続（ドイツ軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続）供は含まないものとする。

百条の十九 この法律又は他の法律の規定により、ドイツ軍隊に対し、防衛大臣又はその委任を受けた者が自衛隊に属する物品の提供を実施する場合及び防衛省の機関又は部隊等が役務の提供を実施する場合における決済その他の手続については、法律に別段の定めがある場合を除き、日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する法律（昭和六十一年法律第八十九号）第一項に規定する会社（以下この条において「海上保安庁等」という。）は、相互に常に緊密な連絡を保つなければならない。

（海上保安庁等との関係）

百二条 自衛隊と海上保安庁、地方航空局、航空交通管制部、気象官署、國土地理院、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一項の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社及び同条第三項に規定する西日本電信電話株式会社（以下この条において「海上保安庁等」という。）は、相互に常に緊密な連絡を保つなければならない。

（自衛艦旗等）

百二条 自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶は、防衛大臣の定めるところにより、国旗及び第四条第一項の規定により交付された自衛艦旗若しくは、海上保安庁等は、特別の事情のない限り、これに応じなければならない。

（自衛艦旗等）

自衛隊の使用する航空機は、自衛隊の航空機であることを明らかに識別することができるような標識を付さなければならぬ。

自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶又は自衛隊の使用する航空機以外の船舶又は航空機は、第一項に規定する旗若しくは前項に規定する標識又はこれらにまぎらわしい旗若しくは標識を掲げなければならない。

4

第一項に規定する物品の提供には、武器の提供は含まないものとする。
(ドイツ軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続)
百条の十九 この法律又は他の法律の規定により、ドイツ軍隊に対し、防衛大臣又はその委任を受けた者が自衛隊に属する物品の提供を実施する場合及び防衛省の機関又は部隊等が役務を実施する場合における決済その他の手続について、法律に別段の定めがある場合を除き、日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定の定めるところによる。

(海上保安庁等との関係)

百一条 自衛隊と海上保安庁、地方航空局、航空交通管制部、気象官署、国土地理院、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第一条第三項に規定する会社、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社及び同条第三項に規定する西日本電信電話株式会社及び同条第三項に規定する西日本電信電話株式会社(以下この条において「海上保安庁等に対し協力を求めることができる。この場合においては、海上保安庁等は、特別の事情のない限り、これに応じなければならない。

防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特に必要があると認める場合には、海上保安庁等に対し協力を求めることができる。この場合においては、海上保安庁等は、これらにまぎらわしい旗若しくは標識又はこれらにまぎらわしい旗若しくは標識を掲げ、又は付してはならない。

自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶又は自衛隊の使用する航空機以外の船舶又は航空機その他の旗を掲げなければならない。自衛隊の使用する航空機であることを明らかに識別することができるような標識を付さなければならぬ。

自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶又は自衛隊の使用する航空機以外の船舶又は航空機その他の旗を掲げなければならない。自衛隊の使用する航空機であることを明らかに識別することができるよう

る標識の制式は、防衛大臣が定め、官報で告示する。(防衛出動時における物資の収用等) 第百三条 第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定により自衛隊が出動を命ぜられ、当該自衛隊の行動に係る地域において自衛隊の任務遂行上必要があると認められる場合には、都道府県知事は、防衛大臣又は政令で定める者の要請に基づき、病院、診療所その他の政令で定める施設(以下この条において「施設」という。)を管理し、土地、家屋若しくは物資(以下この条において「土地等」という。)を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対してその取り扱う物資の保管を命じ、又はこれらの物資を収用することができる。ただし、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、防衛大臣又は政令で定める者は、都道府県知事に通知した上で、自らこれらの権限を行うことができる。

2 第七十六条第一項の規定により自衛隊が出動を命ぜられた場合においては、当該自衛隊の行動に係る地域においても、都道府県知事は、防衛大臣又は政令で定める者の要請に基づき、自衛隊の任務遂行上特に必要があると認めるときは、防衛大臣が告示して定めた地域内に限り、施設の管理、土地等の使用若しくは物資の収用を行い、又は取扱物資の保管命令を発し、また、当該地域内にある医療、土木建築工事又は輸送を業とする者に対する指定したものにおいてこれらの者が現に従事している医療、土木建築工事又は輸送の業務と同種の業務で防衛大臣又は政令で定める者が指定したものに従事することを命ずることができる。前二項の規定により土地を使用する場合は、都道府県知事(第一項ただし書の場合は、同項ただし書の防衛大臣又は政令で定める者。次項、第七項、第十三項及び第十四項において同じ。)は、第一項の規定の例により、当該立木等を移転することができる。この場合において、事態に照らし移転が著しく困難であると認めるときは、同項の規定により、当該立木等を処分することができる。

3 前二項に定めるもののほか、公用令書の様式により、当該立木等を処分することができる。

4 四 当該処分を行う理由

5 第二項に規定する医療、土木建築工事又は輸送に従事する者の範囲は、政令で定める。

6 第一項本文又は第二項の規定による処分の対象となる施設、土地等又は物資を第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の用に供するため必要な事項は、都道府県知事と当該処分を要請した者とが協議して定める。

7 第一項から第四項までの規定による処分を行なう場合には、都道府県知事は、政令で定めるところにより公用令書を交付して行わなければならぬ。ただし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が知れないところにより事後に交付すれば足りる。

8 前項の公用令書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

9 一 公用令書の交付を受ける者の氏名(法人にあつては、名称)及び住所

10 二 当該処分の根拠となつたこの法律の規定に定める事項

11 三 次に掲げる处分の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

12 四 イ 施設の管理、管理する施設の所在する場所及び管理する期間

13 五 ロ 土地又は家屋の使用、使用する土地又は家屋の所在する場所及び使用する期間

14 六 ハ 物資の使用、使用する物資の種類、数量、所在する場所及び使用する期間

15 七 ビ 物資の収用、収用する物資の種類、数量、所在する場所及び収用する期間

16 八 フト 立木等の移転又は処分する立木等の種類、数量及び所在する場所及び変更の内容

17 九 チ 家屋の形状の変更、家屋の所在する場所

18 十 ピ ト 第一項から第四項までの規定による処分について、審査請求をすることができない。

19 十一 第一項から第四項まで、第六項、第七項及び第十項から第十五項までの規定の実施に要する費用は、国庫の負担とする。

(展開予定地域内の土地の使用等)

十二 第百三条の二 第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等の任務遂行上必要

10 都道府県(第一項ただし書の場合にあつては、国)は、第一項から第四項までの規定による処分(第二項の規定による業務従事命令を除いて、自衛隊の任務遂行上やむを得ない必要があると認められるときは、都道府県知事は、同一の規定の例により、その必要な限度において、当該家屋の形状を変更することができる。

11 都道府県は、第二項の規定による業務従事命令により業務に従事した者に対する政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。

12 都道府県は、第二項の規定による業務従事命令により業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受けた損害を補償しなければならない。

13 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により施設を管理し、土地等を使用し、取扱物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、その職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所又は取扱物資を保管せらる場所に立ち入り、当該施設、土地、家屋又は物資の状況を検査させることができる。

14 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により取扱物資を保管させたときは、保管を命じた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り、当該物資の保管の状況を検査させることができ

15 前二項の規定により立入検査をする場合は、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

16 第十三項又は第十四項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

17 前各項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定による処分について必要な手続は、政令で定める。

18 第一項から第四項までの規定による処分につ

いては、審査請求をすることができない。

19 第一項から第四項まで、第六項、第七項及び第十項から第十五項までの規定の実施に要する費用は、國庫の負担とする。

二十 第百四条 防衛大臣は、第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により出動を命ぜられた自衛隊の任務遂行上必要があると認められる場合には、緊急を要する通信を確保するため、総務大臣に対し、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)第三条第四号に掲げる者が設置する電気通信設備を使用することに關し必要な措置をとることを求めることができる。

二十一 総務大臣は、前項の要求があつたときは、そ

の要求に沿うように適當な措置をとるものとす

る。

二十二 第百四条 防衛大臣は、第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により出動を命ぜられた自衛隊の任務遂行上必要があると認められる場合には、緊急を要する通信を確保するため、総務大臣に対し、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)第三条第四号に掲げる者が設置する電気通信設備を使用することに關し必要な措置をとることを求めることができる。

二十三 第百四条 防衛大臣は、前項の要求があつたときは、そ

の要求に沿うように適當な措置をとるものとす

る。

船舶操縦者の業務に従事する隊員については、適用しない。

2 船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定は、海上自衛隊の業務に従事する隊員及びこれに乗り組んで船舶職員の業務に従事する隊員又はこれに乗船して小型船舶操縦者の業務に従事する隊員については、適用しない。

3 上の基準及び配員の基準を定めなければならない。(陸上自衛隊の使用する船舶及び海上自衛隊の使用する船舶についての技術上の基準等)

4 第百十一条 防衛大臣は、陸上自衛隊の使用する船舶及び海上自衛隊の使用する船舶について堪航性及び人命の安全を確保するため必要な技術(陸上自衛隊の使用する船舶及び海上自衛隊の使用する船舶についての技術上の基準等)

5 第百十二条 電波法(昭和二十五年法律第百三十号) 第百四条の規定にかかるらず、同法の規定のうち、無線局の免許、登録及び検査並びに無線従事者に関するものは、自衛隊がそのレーダー及び移動体の無線設備を使用する場合については、適用しない。

6 第百十三条 防衛大臣は、自衛隊がそのレーダー及び移動体の無線設備を使用する場合には、その使用する周波数について、総務大臣の承認を受けなければならぬ。

7 第百十四条 防衛大臣は、自衛隊がそのレーダー及び移動体の無線設備を使用する場合には、前項に規定する周波数の使用に関し、他の無線局の運用を阻害するような混信を防止するため、総務大臣が定めるところに従うものとする。

8 第百十五条 防衛大臣は、無線通信の良好な運行を確保するため、自衛隊がそのレーダー及び移動体の無線設備を使用する場合における無線局の開設及び検査並びに当該無線局で無線通信に従事する者に関する規定は、自衛隊の使用する自動車のうち、政令で定めるものについては、適用しない。

9 第百十六条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十三号) 第九十四条及び第九十五条の規定は、自衛隊の使用する自動車のうち、政令で定めるものについては、適用しない。

10 第百十七条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号) の規定は、自衛隊の使用する自動車のうち、政令で定めるものについては、適用しない。

11 第百十八条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十九号) の規定は、自衛隊の使用する自動車については、適用しない。

12 第百十九条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第九十条) の規定は、自衛隊の使用する自動車については、適用しない。

13 第百二十条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第九十一条) の規定は、自衛隊の使用する自動車については、適用しない。

14 第百二十一条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第九十二条) の規定は、自衛隊の使用する自動車については、適用しない。

15 第百二十二条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第九十三条) の規定は、自衛隊の使用する自動車については、適用しない。

16 第百二十三条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第九十四条) の規定は、自衛隊の使用する自動車については、適用しない。

17 第百二十四条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第九十五条) の規定は、自衛隊の使用する自動車については、適用しない。

18 第百二十五条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第九十六条) の規定は、自衛隊の使用する自動車については、適用しない。

安基準並びに整備及び検査の基準を定めなければならない。

3 道路運送車両法の規定が適用されない自動車は、防衛大臣の定めるところにより、他の自動車と明らかに識別することができるような番号及び標識を付さなければならない。

4 自衛隊の使用する自動車以外の自動車は、前項に規定する番号若しくは標識又はこれらにまぎらわしい番号若しくは標識を付してはならない。

5 第三項の自動車に付する標識の制式は、官報で告示する。

(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の適用除外)

6 第百四十四条の二 土砂等を運搬する大型自動車(鉄砲刀剣類所持等取締法の適用除外)

7 第百四十五条 鉄砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号) 第二十八条の規定は、自衛隊の保有する鉄砲については、適用しない。

8 第百四十六条の二 消防法(昭和二十三年法律第八十六号) 第十一条第一項の規定は、自衛隊が第六章に定める行動に際して、又は自衛隊の演習場において、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合については、適用しない。

9 第百四十七条の二 消防法(昭和二十三年法律第八十七条) 第二十九条第一項の規定は、自衛隊が第六章に定める行動に際して、又は自衛隊の演習場において、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合については、適用しない。

10 第百四十八条の二 消防法(昭和二十三年法律第八十八条) 第二十九条第二項の規定は、自衛隊が第六章に定める行動に際して、又は自衛隊の演習場において、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合については、適用しない。

11 第百四十九条の二 消防法(昭和二十三年法律第八十九条) 第二十九条第三項の規定は、自衛隊が第六章に定める行動に際して、又は自衛隊の演習場において、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合については、適用しない。

12 第百五十条の二 消防法(昭和二十三年法律第九十条) 第二十九条第四項の規定は、自衛隊が第六章に定める行動に際して、又は自衛隊の演習場において、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合については、適用しない。

13 第百五十一条の二 消防法(昭和二十三年法律第九十一条) 第二十九条第五項の規定は、自衛隊が第六章に定める行動に際して、又は自衛隊の演習場において、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合については、適用しない。

14 第百五十二条の二 消防法(昭和二十三年法律第九十二条) 第二十九条第六項の規定は、自衛隊が第六章に定める行動に際して、又は自衛隊の演習場において、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合については、適用しない。

15 第百五十三条の二 消防法(昭和二十三年法律第九十三条) 第二十九条第七項の規定は、自衛隊が第六章に定める行動に際して、又は自衛隊の演習場において、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合については、適用しない。

4 防衛大臣は、前項の規定にかかるらず、同項に規定する防火対象物について、消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該火災対象物における災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(麻薬及び向精神薬取締法等の特例)

5 第百五十五条の三 自衛隊の部隊又は補給處で政令で定めるものは、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号) 第二十六条第一項及び第二十八条第一項又は覚醒剤取締法(昭和二年法律第二百五十二号) 第三十条の九及び三年法律第六号) 第二十八条の規定にかかるらず、麻薬又は医薬品である覚醒剤原料を譲り受け、及び所持することができます。この場合においては、当該部隊の長又は補給處の処長は、麻薬及び向精神薬取締法又は覚醒剤取締法の適用については、麻薬管理又は覚醒剤原料取扱者とみなす。

6 第百五十六条の三 前項の医療を行うための施設は、医師法(昭和二十三年法律第二百一号) 第二十四条第二項、歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号) 第二十二条第一項、診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号) 第二十六条第二項、歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号) 第二条第三項ただし書及び第十八条ただし書、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第百六十号) 第十一条第一項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号) 第二条第十二項ただし書及び臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号) 第二十条の三第一項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十六年法律第三十六号) 第二条第一項及び第五条第一項ただし書並びに救急救命士法(平成三年法律第三十六号) 第二条第一項及び第四十四条第二項ただし書の規定の適用については、これららの規定に規定する病院と、麻薬及び向精神薬取締法第五十条の十六第一項第一号及び第二十二条ただし書並びに当該譲渡しのため向精神薬を所持する場合に軍隊又は補給處が、この法律又は他の法律の規定により自衛隊に属する物品の提供として外国の軍隊に対し麻薬又は向精神薬を譲り渡す場合及び当該譲渡しのため向精神薬を所持する場合に軍隊又は補給處が、この法律又は他の法律の規定により自衛隊に属する物品の提供として外国の軍隊に対し麻薬又は向精神薬を譲り渡す場合は、適用しない。

7 第百五十七条の三 防衛大臣は、第一項の部隊又は補給處が前項の規定による麻薬の譲渡しを行ったときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

8 第百五十八条の三 防衛大臣は、第一項の部隊又は補給處が前項の規定による麻薬の譲渡しを行ったときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

9 第百五十九条の三 防衛大臣は、第一項の部隊又は補給處が前項の規定による麻薬の譲渡しを行ったときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

10 第百六十条の三 防衛大臣は、第一項の部隊又は補給處が前項の規定による麻薬の譲渡しを行ったときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

11 第百六十一条の三 防衛大臣は、第一項の部隊又は補給處が前項の規定による麻薬の譲渡しを行ったときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

12 第百六十二条の三 防衛大臣は、第一項の部隊又は補給處が前項の規定による麻薬の譲渡しを行ったときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

13 第百六十三条の三 防衛大臣は、第一項の部隊又は補給處が前項の規定による麻薬の譲渡しを行ったときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

14 第百六十四条の三 防衛大臣は、第一項の部隊又は補給處が前項の規定による麻薬の譲渡しを行ったときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

15 第百六十五条の三 防衛大臣は、第一項の部隊又は補給處が前項の規定による麻薬の譲渡しを行ったときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

16 第百六十六条の三 防衛大臣は、第一項の部隊又は補給處が前項の規定による麻薬の譲渡しを行ったときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

17 第百六十七条の三 防衛大臣は、第一項の部隊又は補給處が前項の規定による麻薬の譲渡しを行ったときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

体の埋葬及び火葬であつて当該自衛隊の部隊等が行うものについては、適用しない。

(医療法の適用除外等)

5 第百五十五条の五 医療法(昭和二十三年法律第二百五号) の規定は、第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の規定により出動待機令(第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定による防衛出動命令が発せられる。)の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合に係るものに限る。)を受けた自衛隊の部隊等が臨時に開設する医療を行ふための施設については、適用しない。

6 第百五十六条の六 前項の医療を行うための施設は、医師法(昭和二十三年法律第二百一号) 第二十四条第二項、歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号) 第二十二条第一項、診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号) 第二十六条第二項、歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号) 第二条第三項ただし書及び第十八条ただし書、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第百六十号) 第十一条第一項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号) 第二条第十二項ただし書並びに救急救命士法(平成三年法律第三十六号) 第二条第一項及び第五条第一項ただし書並びに当該譲渡しのため向精神薬を所持する場合に軍隊又は補給處が、この法律又は他の法律の規定により自衛隊に属する物品の提供として外国の軍隊に対し麻薬又は向精神薬を譲り渡す場合及び当該譲渡しのため向精神薬を所持する場合に軍隊又は補給處が、この法律又は他の法律の規定により自衛隊に属する物品の提供として外国の軍隊に対し麻薬又は向精神薬を譲り渡す場合は、適用しない。

7 第百五十七条の六 防衛大臣は、第一項の部隊又は補給處が前項の規定による麻薬の譲渡しを行ったときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

8 第百五十八条の六 防衛大臣は、第一項の部隊又は補給處が前項の規定による麻薬の譲渡しを行ったときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

9 第百五十九条の六 防衛大臣は、第一項の部隊又は補給處が前項の規定による麻薬の譲渡しを行ったときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

10 第百六十条の六 防衛大臣は、第一項の部隊又は補給處が前項の規定による麻薬の譲渡しを行ったときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

11 第百六十一条の六 防衛大臣は、第一項の部隊又は補給處が前項の規定による麻薬の譲渡しを行ったときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

12 第百六十二条の六 防衛大臣は、第一項の部隊又は補給處が前項の規定による麻薬の譲渡しを行ったときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

13 第百六十三条の六 防衛大臣は、第一項の部隊又は補給處が前項の規定による麻薬の譲渡しを行ったときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

14 第百六十四条の六 防衛大臣は、第一項の部隊又は補給處が前項の規定による麻薬の譲渡しを行ったときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

15 第百六十五条の六 防衛大臣は、第一項の部隊又は補給處が前項の規定による麻薬の譲渡しを行ったときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

16 第百六十六条の六 防衛大臣は、第一項の部隊又は補給處が前項の規定による麻薬の譲渡しを行ったときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

17 第百六十七条の六 防衛大臣は、第一項の部隊又は補給處が前項の規定による麻薬の譲渡しを行ったときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第三十九条第四項中「協議する」とあるのは、「その旨を通知する」とする。前項の規定により読み替えられた漁港及び漁場の整備等に関する法律第三十九条第四項の通知を受けた漁港管理者は、漁港の保全上必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意見を述べることができる。
(建築基準法の特例)

第一百十五条の七 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が行う破壊した建築物の応急の修繕又は応急仮設建築物の建築については建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十五条第一項本文、第三項本文、第四項及び第五項の規定を、当該部隊等が建築物の用途を変更して他の用途の建築物として使用する場合における当該他の用途の建築については同法第八十七条の三第一項本文、第三項本文、第四項及び第五項の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同法第八十五条第三項本文中「その建築工事を完了した後三月を超えて」とあるのは「自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)以下「事態対処法」という)第九条第十項後段の規定による撤収を命ぜられ、又は自衛隊法第七十七条の二の規定による命令が解除された後においても」と、同項本文及び同法第八十七条の三第三項本文中「その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可」とあるのは「当該撤収の命令又は命令の解除があつた後、速やかに、特定行政庁に申請し、その許可」と、同法第八十五条第五項中「被災者」とあるのは「自衛隊の部隊等(自衛隊法第八条に規定する部隊等をいって、以下同じ)」と、「被災者」とあるのは「自衛隊の部隊等」と、同法第八十七条の三第三項本文中「その用途の変更を完了した後三月を超えて」とあるのは「自衛隊法第七十六条第二項若しくは事態対処法第九条第一項後段の規定による撤収を命ぜられ、又は自衛隊法第七十七条の二の規定による命令が解除された後においても」と、同条第五項中「被災者」とあるのは「自衛隊の部隊の部隊等」と、「被災者」と読み替えるものとする。

(港湾法の特例)

第一百十五条の八 第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により出動を命ぜられるのは「協議する」とあるのは、「その旨を通知する」とある。前項の規定により許可を要する行為をして同法第五十六条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により出動を命ぜられた漁港管理者は、漁港の保全上必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意見を述べることができる。
(建築基準法の特例)

第一百十五条の九 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十八条の三第一項(同法第八十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が、破損し、又は欠壊している道路を通行するために応急措置として行う道路に関する工事については、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二十四条の規定にかかるわらず、同条本文の承認を受けることを要しない。この場合において、当該部隊等の長は、当該道路に関する工事の概要を着手後速やかに当該承認の権限を有する者に通知しなければならない。
(道路法の特例)

第一百十五条の十一 第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が、破損し、又は欠壊している道路を通行するために応急措置として行う道路に関する工事については、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二十四条の規定にかかるわらず、同条本文の承認を受けることを要しない。この場合において、当該部隊等の長は、当該道路に関する工事の概要を着手後速やかに当該承認の権限を有する者に通知しなければならない。
(都市公園法の特例)

第一百十五条の十三 第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が、破損し、又は欠壊している道路を通行するために応急措置として行う道路に関する工事については、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二十四条の規定にかかるわらず、同条本文の承認を受けることを要しない。この場合において、当該部隊等の長は、当該道路に関する工事の概要を着手後速やかに当該承認の権限を有する者に通知しなければならない。
(道路施設の構築その他の行為について)

又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防護施設の構築その他の行為については、適用しない。
(港湾法の特例)

第一百十五条の八 第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により出動を命ぜられた漁港管理者は、漁港の保全上必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意見を述べることができる。
(建築基準法の特例)

第一百十五条の九 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十八条の三第一項(同法第八十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が、破損し、又は欠壊している道路を通行するために応急措置として行う道路に関する工事については、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二十四条の規定にかかるわらず、同条本文の承認を受けることを要しない。この場合において、当該部隊等の長は、当該道路に関する工事の概要を着手後速やかに当該承認の権限を有する者に通知しなければならない。
(道路法の特例)

第一百十五条の十一 土地収用法(昭和二十九年法律第二百十九号)第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が、破損し、又は欠壊している道路を通行するために応急措置として行う道路に関する工事については、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二十四条の規定にかかるわらず、同条本文の承認を受けることを要しない。この場合において、当該部隊等の長は、当該道路に関する工事の概要を着手後速やかに当該承認の権限を有する者に通知しなければならない。
(都市公園法の特例)

第一百十五条の十三 第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が、破損し、又は欠壊している道路を通行するために応急措置として行う道路に関する工事については、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二十四条の規定にかかるわらず、同条本文の承認を受けることを要しない。この場合において、当該部隊等の長は、当該道路に関する工事の概要を着手後速やかに当該承認の権限を有する者に通知しなければならない。
(道路施設の構築その他の行為について)

又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防護施設の構築その他の行為については、適用しない。
(港湾法の特例)

第一百十五条の八 第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により出動を命ぜられた漁港管理者は、漁港の保全上必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意見を述べることができる。
(建築基準法の特例)

第一百十五条の九 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十八条の三第一項(同法第八十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が、破損し、又は欠壊している道路を通行するために応急措置として行う道路に関する工事については、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二十四条の規定にかかるわらず、同条本文の承認を受けることを要しない。この場合において、当該部隊等の長は、当該道路に関する工事の概要を着手後速やかに当該承認の権限を有する者に通知しなければならない。
(道路法の特例)

第一百十五条の十一 土地収用法(昭和二十九年法律第二百十九号)第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が、破損し、又は欠壊している道路を通行するために応急措置として行う道路に関する工事については、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二十四条の規定にかかるわらず、同条本文の承認を受けることを要しない。この場合において、当該部隊等の長は、当該道路に関する工事の概要を着手後速やかに当該承認の権限を有する者に通知しなければならない。
(都市公園法の特例)

第一百十五条の十三 第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が、破損し、又は欠壊している道路を通行するために応急措置として行う道路に関する工事については、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二十四条の規定にかかるわらず、同条本文の承認を受けることを要しない。この場合において、当該部隊等の長は、当該道路に関する工事の概要を着手後速やかに当該承認の権限を有する者に通知しなければならない。
(道路施設の構築その他の行為について)

合において、同法第二十七条（同法第三十三条规定において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

第九条の通知を受けた公園管理者は、都市公園法の管理上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができる。

2 前項の規定により読み替えられた都市公園法第十八条の規定に基づく条例の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が、応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。

（海岸法の特例）

2 第百一十五条の十四 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が海岸法（昭和三十二年法律第一百一号）第七条第一項、第八条第一項、第三十七条の四又は第三十七条の五の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同法第十条第二項（同法第三十七条の八において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、撤収を命ぜられた自衛隊の部隊等が海岸法（昭和三十二年法律第一百一号）第七条第一項、第八条第一項、第三十七条の四又は第三十七条の五の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同法第十条第二項（同法第三十七条の八において同じ。）の規定による命令が解除されるまでの間は、同項第一句中「協議する」とあるのは、「その旨を通知する」とする。

2 前項の規定により読み替えられた海岸法第十一条第一項の通知を受けた海岸管理者は、海岸の保全上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができること。

（自然公園法の特例）

2 第百一十五条の十五 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他行為であつて自然公園法（昭和三十二年法律第一百六十一号）第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項又は第三十三条第一項の規定により許可又は届出を要するものをしてしまう場合における同法第二十三条第三項ただし書又は第六十八条の規定の適用については、同法第二十三条第三項第一号中「第六十八条第一項後段の規定による」

協議」とあるのは、「自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第百十五条の十五第一項の規定により読み替えられた自然公園法（昭和三十九年法律第六十八号）第六十八条第一項又は第三項の規定による通知」と、同法第六十八条第一項中「協議しなければ」とあるのは、「その旨を通知しなければ」と、同条第三項中「これらの規定による届出の例により」とあるのは、「あらかじめ」とする。

2 前項の規定により読み替えられた自然公園法第六十八条第一項又は第三項の通知を受けた環境大臣又は都道府県知事は、自然公園の保護上必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意見を述べることができる。

3 第一百一十五条の十六 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他他の行為が自然公園法第七十三条第一項の規定に基づく条例の規定により許可又は届出を要することとされる場合における当該条例の規定の適用については、前二項の規定の例による。

（道路交通法の特例）

3 第一百一十五条の十六 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他他の行為が自然公園法第七十三条第一項の規定により許可を要する行為（同法第六十五条第四項又は第五十八条の六第一項の規定により許可を要する行為（同法第六十五条第八条の四第一項又は第五十八条の六第二項第四項に規定する一定の河川区域内の土地における土地の掘削、盛土又は切土を除く。）をしようとする場合における同法第六十五条（同法第六十条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、撤収を命ぜられるまでの間は、同項中「の許可（当該適用について、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第九十五条中「国と河川管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による許可、登録又は承認があつたものとみなす」とあるのは、「これらの規定にかかわらず、国があらかじめ河川管理者に当該行為をしようとする旨を通知することをもつて足りる」とする二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。）を受けなければならない」とあるのは、「にあらかじめ当該行為の概要を通知しなければならない。この場合において、当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。）を受けなければならない」とあるのは、「にあらかじめ当該行為の概要を通知しなければならない。この場合において、当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいれかの所轄警察署長に通知すれば足りる」とする。

（首都圏近郊緑地保全法の適用除外）

2 第百一十五条の十七 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他他の行為が、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意見を述べることができる。

3 第百一十五条の十八 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他他の行為については、適用しない。

（近畿圏の保全区域の整備に関する法律の適用除外）

（景観法の特例）

（都市計画法の適用除外）

新については、道路交通法第九十二条の二第一項から第三項まで及び第一百一条第一項の規定による「（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他他の行為については、適用しない。

2 第百一十五条の二十 都市計画法（昭和四十三年法律第一百号）第二十九条第一項及び第二項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第五十二条第二条第一項、第五十三条第一項、第五十二条第二条第一項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項並びに第六十五条第一項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他他の行為について、適用しない。

（都市緑地法の特例）

2 第百一十五条の二十一 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他他の行為であつて都市緑地法（昭和四十年法律第七十二号）第十四条第一項の規定により許可を要するものをしようとする場合は、同項第八項後段の規定の適用については、同項後段中「都道府県知事等に協議しなければ」とあるのは、「同項の許可の権限を有する者にその旨を通知しなければ」とする。

2 第百一十五条の二十二 景観法（平成十六年法律第二百十号）第十六条第一項、第二十二条第一項の規定の例による。

る」と、「当該変更後の工事に着手する日の三日前までに、主務省令で定めるところにより、当該変更後の工事の計画を」とあるのは「あらかじめ、当該変更について」と、「届け出なければならない」とあるのは「通知しなければ」とする。

4 第一項及び前項の規定により読み替えたされた宅地造成及び特定盛土等規制法第十五条第一項、第二十一条第一項若しくは第三項、第二十七条规定第一項、第二十八条第一項、第三十四条第一項又は第四十条第一項若しくは第三項の規定による通知を受けた者は、同法第二条第五号に規定する災害の防止のため必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができる。(需品の貸付け)

第一百六条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、自衛隊の航空機以外の航空機が自衛隊の飛行場に着陸した場合において他から入手するみちがないと認めるときは、次の飛行に必要な限度において、かつ、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛省令で定めるところにより、これに対し液体燃料その他防衛省令で定める需品を無償で貸し付けることができる。

2

前項の規定に基づき防衛大臣が防衛省令を定める場合には、あらかじめ財務大臣と協議するものとする。

(食事の支給)

第一百六条の二

自衛隊の周知宣伝のため必要があると認めるときは、隊員以外の者で自衛隊を視察し、又は見学するものに対し、防衛省職員給与法第二十条の規定により隊員に支給される食事を適正な対価で支給することができる。

前項に規定するもののほか、自衛隊の任務遂行に直接必要な装備品、船舶、航空機及び食糧給与法第二十条の規定により隊員に支給される。

その他の需品又は役務の調達に際し自衛隊の使用する船舶、戸舎、営舍その他の施設内において当該調達に係る作業に従事する隊員以外の者で、その附近において自ら食事を調えることができないと認められるものに対しても、同項の規定の例により食事を支給することができる。(開発途上地域の政府に対する不用装備品等の譲渡に係る財政法の特例)

第一百六条の三

防衛大臣は、開発途上にある海外の地域の政府から当該地域の軍隊が行う灾害応急対策のための活動、情報の収集のための活動

動、教育訓練その他の活動(国際連合憲章の目的と両立しないものを除く。)の用に供するために装備品等(装備品、船舶、航空機又は需品をいい、武器(弾薬を含む。)を除く。以下この条において同じ。)の譲渡を求める旨の申出があつた場合において、当該軍隊の当該活動に係る能力の向上を支援するため必要と認めるときは、当該政府との間の装備品等の譲渡に関する国際約束(我が國から譲渡された装備品等が、我が国の同意を得ないで、我が国との間で合意をした用途以外の用途に使用され、又は第三者に移転されることがないようするための規定を有するものに限る。)に基づいて、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

第一百六条の四 第一項の規定に違反する行為(職務上不正な行為をするように、又は相手に要求して、又は依頼する行為に限る。)をした再就職者の決定をしたもの、当該政府に対して譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

(事務の区分)

第一百六条の四

第一百三条第一項から第四項まで、第六項、第七項及び第十項から第十五項まで、第一百三条の二、第一百五十五条第四項、第五項(申請書に意見を記載した書面を添える部分を除く。)及び第六項並びに第一百十五条の十第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務(第一百十五条の十第四項の規定により処理することとされているもののうち民有林に係るものにあつては、森林法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限り)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(委任規定)

第一百七条 この法律に特別の定があるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(経過措置)

第一百七条の二

この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(第九章 罰則)

第一百八条

次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第五十九条第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした者は、三年以下の懲役に処する。ただし、刑法に正条があるときは、同法による。

二 第六十二条第一項の規定に違反した者は、第六十五条の四第一項の規定に違反する行為(職務上不正な行為をするように、又は相手に要求して、又は依頼する行為に限る。)をした再就職者の行為に限る。)をした再就職者の行為に限る。

三 第六十五条の四第二項の規定に違反する行為(職務上不正な行為をするように、又は相手に要求して、又は依頼する行為に限る。)をした再就職者の行為に限る。

四 第六十五条の四第三項の規定に違反する行為(職務上不正な行為をするように、又は相手に要求して、又は依頼する行為に限る。)をした再就職者の行為に限る。

五 第六十五条の四第四項の規定に違反する行為(職務上不正な行為をするように、又は相手に要求して、又は依頼する行為に限る。)をした再就職者の行為に限る。

六 第六十五条の四第五項の規定に違反する行為(職務上不正な行為をするように、又は相手に要求して、又は依頼する行為に限る。)をした再就職者の行為に限る。

七 第三号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼を受けた隊員であつて、当該要求又は依頼を受けたことにより、職務上不正な行為をし、又は相当な行為をしなかつた者を使用した者

2 前項第一号に掲げる行為を企て、教唆し、又はそのほう助をした者は、同項の刑に処する。

八 正当な理由がなくて自衛隊の保有する武器を使用した者

くは忌避し、又は質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者(第六十五条の五第一項の調査の対象である若年定年等隊員及び離職の際に若年定年等隊員であつた者並びに第六十五条の八第一項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査の対象である一般定年等隊員及び離職の際に一般定年等隊員であつた者を除く。)

三 第六十五条の三 第六十五条の三第一項の規定に違反する者は、三年以下の懲役に処する。ただし、刑法に正条があるときは、同法による。

四 第六十五条の二 第六十五条の二第一項の規定に違反する者は、三年以下の懲役又は禁錮に処する。

五 第六十五条の二第二項の規定に違反する者は、三年以下の懲役又は禁錮に処する。

六 第六十五条の二第三項の規定に違反する者は、三年以下の懲役又は禁錮に処する。

七 第六十五条の二第四項の規定に違反する者は、三年以下の懲役又は禁錮に処する。

八 第六十五条の二第五項の規定に違反する者は、三年以下の懲役又は禁錮に処する。

九 第六十五条の二第六項の規定に違反する者は、三年以下の懲役又は禁錮に処する。

一 削除

二 第六十四条第一項の規定に違反して組合その他の団体を結成した者

三 第六十四条第二項の規定に違反した者

四 第七十条第一項第一号の規定による防衛招集命令を受けた予備自衛官又は第七十五条の第一項第一号若しくは第三号の規定による

十条の二を改め、同条の次に一条を加える改正規定、第二十一条、第二十六条第三項、第二十七条第三項及び第二十八条の改正規定並びに別表第一及び別表第三の改正規定は、各規定につき、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和三四年四月一日法律第八六号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

附 則（昭和三四年四月一五日法律第一三七号）抄

（施行期日） 第一条 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定める。

附 則（昭和三四年五月一二日法律第一六二号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和三五年六月一三日法律第一〇二号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の効力発生の日から施行する。

附 則（昭和三五年七月一日法律第一一五号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和三五年八月二日法律第一四〇号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和三六年六月一二日法律第一二六号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定める日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、第二十五条第一項及び第二十七一条第一項の改正規定並びに別表第三の改正規定（「練習艦隊」を削る部分に限る）、同条第四項の改正規定（「練習艦隊群」を「練習艦隊」に、「練習艦隊司令部」を「練習艦隊司令官」に改める部分に限る）、第十五条第三項の改正規定（「警戒隊」を削る部分に限る）、同条第四項の改正規定（「練習艦隊群」を「練習艦隊」に、「練習艦隊司令部」を「練習艦隊司令官」に改める部分に限る）、第十六条の改正規定、第十七条の二の改正規定（「練習艦隊群」を「練習艦隊」に、「練習艦隊司令」を「練習艦隊司令官」に改める部分に限る）、第二十条の二から第二十条の五まで、第二十二条、第二十六条第三項及び第二十七条第三項の改正規定、第二十八条の改正規定（「航空総隊司令」を「航空総隊司令官」に改める部分に限る）、第三十三条及び第六十六条の改正規定、第一百条の二の次に一条を加える改正規定並びに第一百一条第一百十六条の三及び別表第二の改正規定は公布の日から施行し、その他の部分は公布の日から起算して十月をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定める日から施行する。ただし、この法律による改正後の自衛隊法（以下「新法」という。）別表第一中第四師団、第六師団、第七師団、第八師団及び第九師団に係る部分は、この法律の公布の日から起算して二年をこえない範囲内において政令で定める日（以下「指定日」という。）までの間は、適用しない。

附 則（昭和三七年五月一六日法律第一四〇号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和三七年五月八日法律第一九号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、災害対策基本法の施行の日から施行する。ただし、第三条中灾害救助法第三十一条の改正規定は、公布の日から施行し、昭和三十七年度分の国庫負担金から適用する。

附 則（昭和三七年五月一五日法律第一〇三二号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定める日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、第一条中「左の」を「次の」に、「の外」を「ほか」に改める改正規定、防衛庁設置法第一条の改正規定を改める部分に限る）、同法第七条の改正規定（同条に一項を加える部分を除く。）及び同法第三十条の改正規定並びに第二条中「の外」を「のほか」に改める等の改正規定、自衛隊法

1 この法律は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定める日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、第一条中「左の」を「次の」に、「の外」を「ほか」に改める改正規定、防衛庁設置法第一条の改正規定を改める部分に限る）、同法第七条の改正規定（同条に一項を加える部分を除く。）及び同法第三十条の改正規定並びに第二条中「の外」を「のほか」に改める等の改正規定、自衛隊法

1 この法律は、昭和三十七年五月八日法律第一〇三二号の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつては、當該訴訟提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかる管轄については、當該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正前の例による。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、當該訴訟提起することができない旨を定めるこの法律による改正前の例による。

4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、當該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正前の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。

6 この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められたものについて、行政不服審査法による出訴期間は、この法律の施行の際現にされた行政の処分で、この法律による改正前の規定により出訴期間より短い場合に限る。

7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、當該法律関係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てによ

り、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

附 則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄

（施行期日） 第一条 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政の処分で、この法律による改正前の規定によつても、同様とする。

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政の処分で、この法律の施行前にされた行政の処分で、この法律による改正前の規定によつても、同様とする。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行後に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされれた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行後に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

6 第三項の規定によりこの法律の施行後にされれた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行後に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

7 この法律の施行前にされた行政の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることはできるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかたるものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。この法律の施行の際に起算することができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関しても必要な経過措置は、政令で定める。

10 この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第一百四十号）に同一の法律についての改正規

定がある場合においては、当該法律は、この法律によつて改正され、次いで行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律によつて改正されるものとする。

附 則（昭和三九年六月二九日法律第一

（施行期日）
（一八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三九年一二月二八日法律第四

（施行期日）
（一八五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四〇年四月一五日法律第四

（施行期日）
（七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四〇年五月一〇日法律第七

（施行期日）
（五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 則（昭和四一年五月一〇日法律第五

（施行期日）
（一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行し、改正後の運輸省設置法第八十三条の規定及び次項の規定は、昭和四十一年四月一日から適用する。

附 則（昭和四一年七月一〇日法律第五

（施行期日）
（三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定、第二章第四節に係る改正規定及び附則第四項から第六項までの規定は、昭和四十二年十月一日から施行する。

附 則（昭和四二年七月一五日法律第六

（施行期日）
（九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四二年七月二八日法律第八

（施行期日）
（一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六箇月を行ふ。

附 則（昭和四四年五月一六日法律第三

（施行期日）
（三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

附 則（昭和四四年七月二九日法律第六

（施行期日）
（七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年五月一五日法律第九

（施行期日）
（七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四七年六月八日法律第五七

（施行期日）
（八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四八年一〇月一二日法律第

（施行期日）
（一一三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四八年一〇月一六日法律第

（施行期日）
（一六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中防衛庁設置法第十四条の二の改正規定、同法第三十一条の改正規定（防衛医科大学校に係る部分に限る）、同法第三十三条の次に二条を加える改正規定及び同法第三十八条の次に二条を加える改正規定及び同法第三十九条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五五年一月二九日法律第

（施行期日）
（九三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則（昭和五五年五月六日法律第四〇

（施行期日）
（七二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十五年一月一日から施行する。

附 則（昭和五六年一月二九日法律第七

（施行期日）
（八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定（自衛隊法第三十二条及び第六十六条の改正規定を除く。）は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五六年六月一一日法律第七

（施行期日）
（八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和六十年三月三十一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年七月一〇日法律第五

（施行期日）
（八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和六十年七月一〇日から施行する。

附 則（昭和五七年七月一〇日法律第五

（施行期日）
（八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五七年七月一〇日から施行する。

附 則（昭和五八年七月一〇日法律第五

（施行期日）
（八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五八年七月一〇日から施行する。

附 則（昭和五九年七月一〇日法律第五

（施行期日）
（八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五九年七月一〇日から施行する。

た年月数が十五年（当該衛視等であつた期間の年月数と准陸尉等であつた期間及び幹部自衛官であつた期間の年月数とを合算した年月数）であるときは、その者を施行法第二十五条各号に掲げる者に該当するものとみなして同条の規定を適用する。

附 則（昭和五三年六月一五日法律第七

（施行期日）
（三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五三年七月五日法律第八七

（施行期日）
（三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五四年一月二九日法律第四〇

（施行期日）
（七二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五五年一月二九日法律第四〇

（施行期日）
（九三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十五年一月一日から施行する。

附 則（昭和五六年一月二九日法律第七

（施行期日）
（八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和六十年三月三十一日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五六年六月一一日法律第七

（施行期日）
（八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和六十年七月一〇日から施行する。

附 則（昭和五六年七月一〇日法律第五

（施行期日）
（八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和六十年七月一〇日から施行する。

附 則（昭和五七年七月一〇日法律第五

（施行期日）
（八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和六十年七月一〇日から施行する。

附 則（昭和五八年七月一〇日法律第五

（施行期日）
（八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和六十年七月一〇日から施行する。

附 則（昭和五九年七月一〇日法律第五

（施行期日）
（八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和六十年七月一〇日から施行する。

(経過措置) 第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに新法第四十四条の二第二項に規定する定年に達している隊員(同条第三項に規定する隊員を除く。)は、施行日に退職する。

第四条 新法第四十四条の三の規定は、前条の規定により隊員が退職すべきこととなる場合について準用する。この場合において、新法第四十四条の三第一項中「同項」とあるのは「自衛隊法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十八号。以下「昭和五十六年法律第七十八号」という。)附則第三条」と、同条中「当該隊員に係る定年退職日」とあるのは「昭和五十六年法律第七十八号の施行の日」と読み替えるものとする。

第五条 新法第四十四条の四の規定は、附則第三条の規定により隊員が退職した場合又は前条において準用する新法第四十四条の三の規定により隊員が勤務した後退職した場合について準用する。この場合において、新法第四十四条の四第三項中「その者に係る定年退職日」とあるのは、「その者が年齢六十年(退職した時に第四十四条の二第二項各号に掲げる隊員であった者については、当該各号に定める年齢)に達した日」と読み替えるものとする。

附 則 (昭和五七年五月一日法律第四〇号) 抄
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超える範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五七年七月一六日法律第六六号)
この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五八年一二月二日法律第七四号)
この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五八年一二月二日法律第七八号)
この法律(第一条を除く。)は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則 (昭和五八年一二月二日法律第七八号)
この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下

「関係政令」という。)の規定により置かれることとなるものに關し必要な経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に關し必要な経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 (昭和五八年一二月三日法律第八二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年一二月二十五日法律第八七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年一二月二五日法律第八八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年一二月二九日法律第八九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年一二月二九日法律第九〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年一二月二九日法律第九一号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年一二月二九日法律第九二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年一二月二九日法律第九三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年一二月二九日法律第九四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年一二月二九日法律第九五号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年一二月二九日法律第九六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年一二月二九日法律第九七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年一二月二九日法律第九八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年一二月二九日法律第九九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

日から、第二条の規定(自衛隊法第六十六条第

二項の改正規定を除く。)は公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成元年二月一九日法律第八三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二年六月一九日法律第三三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二年六月二二日法律第三六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二年十月一日から施行する。

附 則 (平成四年六月一九日法律第七九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二年十月一日から施行する。

附 則 (平成四年六月一九日法律第八〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二年十月一日から施行する。

十四条の改正規定、同法第百十三条の改正規定(五万円)を「三十万円」に改める部分に限る。),同法第百十四条の改正規定、同法第百十五条の改正規定(三万円)を「二十万円」に改める部分に限る。)並びに同法第百六条の改正規定、第二条中大規模地震対策特別措置法第二十六条の改正規定、同法第三十六条の改正規定(二十万円)を「三十万円」に改める部分に限る。),同法第三十七条の改正規定、同法第三十八条の改正規定(二十万円)を「二十万円」に改める部分に限る。)及び同法第三十九条の改正規定並びに次条の規定は、公布の日から三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成八年六月一四日法律第八二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成八年六月一四日法律第八二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年五月九日法律第四三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の効力発生の日から施行する。

附 則 (平成九年五月九日法律第四三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

再任用隊員は、自衛隊法第四十四条の四第一項の規定により採用された隊員でないもののみなす。

(任期の末日にに関する特例)
第四条 次の表の上欄に掲げる期間における新自衛隊法第四十四条の四第三項（新自衛隊法第四十四条の五第二項において準用する場合を含む。）及び第四十五条の二第三項の規定の適用については、新自衛隊法第四十四条の四第三項及び第四十五条の二第三項中「六十五年」とあるのは、同表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（罰則に関する経過措置）

平成十三年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	六十一
平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	六十二
平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	六十三
平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	六十四

（懲戒処分に関する経過措置）

(第七条 第一条中自衛隊法第六十二条の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。)

(罰則に関する経過措置)

(第八条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。)

(附則) 平成二年八月一三日法律第一
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。なお従前の例による。

（附則） 平成二年五月二日法律第五
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。

(附則) 平成二年一二月六日法律第一
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年一二月六日法律第一の施行による。

(附則) 平成二年一二月六日法律第一
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年一二月六日法律第一の施行による。

(附則) 平成二年一二月六日法律第一
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年一二月六日法律第一の施行による。なお従前の例による。

（附則） 平成二年五月二日法律第一
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年五月二日法律第一の施行による。

(附則) 平成二年五月二日法律第一
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年五月二日法律第一の施行による。

(附則) 平成二年五月二日法律第一
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年五月二日法律第一の施行による。

(附則) 平成二年五月二日法律第一
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年五月二日法律第一の施行による。

（附則） 平成二年五月二日法律第一
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年五月二日法律第一の施行による。

(附則) 平成二年五月二日法律第一
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年五月二日法律第一の施行による。

(附則) 平成二年五月二日法律第一
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年五月二日法律第一の施行による。

(附則) 平成二年五月二日法律第一
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年五月二日法律第一の施行による。

（附則） 平成二年五月二日法律第一
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年五月二日法律第一の施行による。

(附則) 平成二年五月二日法律第一
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年五月二日法律第一の施行による。

（附則） 平成二年五月二日法律第一
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年五月二日法律第一の施行による。

(附則) 平成二年五月二日法律第一
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年五月二日法律第一の施行による。

十九条の二までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
 二 附則第二条第一項、第五条、第十七条、第二十七条及び第三十条から第三十二条までの規定 公布の日
 (处分等の効力)
 第三十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にいた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一四年七月三一日法律第九八号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十九条 この法律に規定するものほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一五年四月二五日法律第三〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一中自衛隊法本則に三条を加える改正規則は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 則 (平成一五年六月一三日法律第八〇号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一中自衛隊法本則に三条を加える改正規則は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 則 (平成一五年六月一八日法律第一三七号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年五月一九日法律第四七号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年五月一九日法律第四七号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一二号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六条 附則第二条から前条までに定めるものは、ほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一七年七月二九日法律第八八号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第二条中自衛隊法別表第三の改正規定及び第三条中防衛庁の職員の給与等に関する法律附則第五項を削り、同法附則第五項とする改正規定並びに次条から附則第八条まで及び附則第十条の規定は、政令で定める。

附 則 (平成一七年七月二九日法律第八八号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一一三号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一一三号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一一三号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、日本国軍の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の効力発生の日から施行する。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一一六号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年六月九日法律第八四号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年六月九日法律第八四号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一一六号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一一七号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の効力発生の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、景観法(平成十六年法律第一百十号)の施行の日から施行する。ただし、第一中都計画法第八条、第九条、第十二条の五及び第十三条の改正規定、第三条、第五条及び第七条から第十条まで、第十二条、第十六条中都市緑地法第三十五条の改正規定、第十七条、第十八条、次条並びに附則第四条、第五条及び第七条の規定は、景観法附則たゞし書に規定する日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、第一追加議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の効力発生の日から施行する。

第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の効力発生の日から施行する。

第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の効力発生の日から施行する。

第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の効力発生の日から施行する。

第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。）、第一百三十三条、第一百五十五条（駐車場法第四条の改正規定を除く。）、第一百七十二条（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十七条の改正規定に限る。）、第一百六十六条（都市計画法第六条の一、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十三条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。）、第一百二十一条（都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の二、第一百三十九条の三、第一百四十条の二及び第一百四十二条の改正規定に限る。）、第一百二十二条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第一百四条及び第一百四十九条の二の改正規定を除く。）、第一百三十二条（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第六十七条までの改正規定に限る。）、第一百四十五条（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。）、第一百四十九条（密集市街地における防火規定に限る。）、第一百五十一条（災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第一百九十二条、第一百九十七条、第二百三十三条、第二百四十五条、第二百四十九条（密集市街地における防火規定に限る。）、第二百五十五条の改正規定を除く。）、第二百五十七条（都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。）、第二百六十条（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定（第二項第二号イ）を「第二項第一号イ」に改める部

九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第一百一条、第一百二条、第一百五条から第一百七条まで、第一百十二条、第一百十七条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第一百十九条、第一百二十一条の二並びに第一百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置）

第九十条 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の自衛隊法第百十五條の二十一第一項の規定により読み替えて適用する旧都市緑地法

第一条 この法律は、平成二十五年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中自衛隊法第百条の六の改正規定
二 公布の日

第一項の改正規定、第二条の規定並びに第三条中防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第一項の改正規定（「の教育訓練又は同法第十六条第一項」を「又は第十六条第一項（第三号を除く。）に改める部分に限る。」並びに次条の規定 平成二十七年四月一日までの間ににおいて政令で定める日

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

附 則 (平成二三年二月一四日法律第
一一二号) 抄

第十四条第八項の規定により同条第一項の許可の権限を有する者に對して行つた通知で、前条の規定による改正後の自衛隊法第一百五十五条の二十一第一項の規定により読み替えて適用する新都市緑地法第十四条第八項の規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、同項の規定により当該市長に對して行つた通知とみなす。

六十七号)別表第一河川法(昭和三十九年法律第六百六十七号)の項第一号イの改正規定中「第十五条」の下に「、第十五条の二第一項」を加える部分及び「第二十五条まで」を「第二十三条の三まで、第二十四条、第二十五条」に改める部分に限る)、第八条、第九条及び第十二条から第十四条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定め
る日から施行する。

の」とあるのは「職であつて政令で定めるもの又は防衛庁の事務次官若しくは内部部局に置かれていた局の局長の職若しくはこれらに準ずる職であつて政令で定めるもの」と、同条第四項中「防衛省において」とあるのは「防衛省若しくは防衛庁において」と、「防衛省による」とあるのは「防衛省若しくは防衛庁による」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定めることによる。(处分等の効力)

第十一条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)次条第一項において「旧法令」という。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)同項において「新法令」という。)の相当の規定によつてしたものとみなす。(命令の効力)

第十二条 この法律の施行の際現に効力を有する旧法令の規定により発せられた内閣府令又は総務省令で、新法令の規定により内閣官房令で定めるべき事項を定めているものは、この法律の施行後は、内閣官房令としての効力を有するものとする。

2 この法律の施行の際現に効力を有する人事院規則の規定でこの法律の施行後は政令をもつて規定すべき事項を規定するものは、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、政令としての効力を有するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 附則第三条から前条までに定めるもののが、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。(検討)

第四十二条 政府は、平成二十八年度までに、公務の運営の状況、国家公務員の再任用制度の活用の状況、民間企業における高年齢者の安定した雇用を確保するための措置の実施の状況その他の事情を勘案し、人事院が国会及び内閣に平成二十三年九月三十日に申し出た意見を踏まえつつ、国家公務員の定年の段階的な引上げ、国家公務員の再任用制度の活用の拡大その他の雇用と年金の接続のための措置を講ずることについて検討するものとする。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六五号) 抄 (施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第三条中自衛隊法第三十条の二第一項第六号の改正規定 この法律の施行の日又は国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十二号)の施行の日のいずれか遅い日附則第十一条の規定 公布の日

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄 (施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二十九条の改正規定 この法律の施行の日から起算して二年を経過する日までの間に、政令で定めた附則第十一条の規定による改正前の法律の規定による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした又はすべき処分、手續その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十一条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

(处分等の効力)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした又はすべき処分、手續その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)以下この条において「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手續その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行前にした第十七条の規定による改正前の自衛隊法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十三条 附則第三条から前条までに定めるもののが、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。(検討)

第四十二条 政府は、平成二十八年度までに、公務の運営の状況、国家公務員の再任用制度の活用の状況、民間企業における高年齢者の安定した雇用を確保するための措置の実施の状況その他の事情を勘案し、人事院が国会及び内閣に平成二十三年九月三十日に申し出た意見を踏まえつつ、国家公務員の定年の段階的な引上げ、国家公務員の再任用制度の活用の拡大その他の雇用と年金の接続のための措置を講ずることについて検討するものとする。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六五号) 抄 (施行期日) 1 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二七年六月一七日法律第三六号) 抄 (施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第三条中自衛隊法第三十条第四項、第二十条の八第二項、第七十五条の二第二項及び別表第三の改正規定は、平成二十八年三月三十一日までの間に、政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄 (施行期日) 1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができる場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該他の不服申立てが他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものとされる)の訴え提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えについて、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、平成二十九年五月一日から施行する。

附 則 (平成二九年五月二〇日法律第四六号) 抄 (施行期日) 1 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成二十九年五月一日から施行する。

附 則 (平成二九年五月一二日法律第二六号) 抄 (施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十五条の規定 公布の日
(政令への委任)

第二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二十九年六月二日法律第四二号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年三月三十一日までにおいて政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条中自衛隊法第百十六条の三を第百十一条の四とし、第一百六十六条の二の次に一条を加える改正規定 公布の日

二 第二条中自衛隊法第二十条の改正規定、同法第二十条の七を削る改正規定、同法第二十条の八第二項の改正規定、同条を同法第二十条の七とする改正規定、同法第二十条の九の改正規定、同法第二十二条の八とする改正規定、同法第二十二条第一項の改正規定、同法第七十三条の次に一条を加える改正規定並びに同法第七十五条の八及び別表第三の改正規定並びに附則第四条の規定 公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第二条中自衛隊法第九十九条から第一百一条までの改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条中自衛隊法第八十四条の五第一項第五条までの改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第二条中自衛隊法第八十四条の五第一項第五条までの改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第二条中自衛隊法第一百条の八の改正規定並びに第三条の規定 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の効力発生の日

六 第二条中自衛隊法第一百条の八の改正規定並びに第三条の規定 アイルランド連合王国政府との間の協定の効力発生の日

七 第二条前項に定めるものほか、この法律の施行に関する罰則に関する経過措置

第一条 この法律は、平成三十一年三月三十一日までにおいて政令で定める日から施行する。ただし、第二条並びに次項及び附則第三項の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成三十一年四月二十日法律第一七号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、平成三十一年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、第二条並びに次項及び附則第三項の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 第二条中自衛隊法第八十四条の五第一項第五条及び第二項第四号の改正規定並びに同法第七十五条第六号の改正規定による経過措置

二 第二条の規定による改定後の自衛隊法(以下この項において「新法」という。)第七十三条の三(新法第七十五条の八において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、第二条の規定の施行の日以後に自衛隊法第七十条第一項各号若しくは第七十五条の四第一項各号の規定による招集命令又は同法第七十一条第一項若しくは第七十五条の五第一項の規定による訓練招集命令を受け、新法第七十三条の三第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた予備自衛官(自衛隊法第七十条第一項第二号に掲げる規定の施行の日が同項第一号に掲げる規定の施行の日前である場合には、第二条のうち、自衛隊法第八十四条の五第一項第三号及び第二項第四号の改正規定中「英國」とあるのは「フランス」と、同法第一百条の十一の次に二条を加える改正規定中「第一百条の十三」とあるのは「第一百条の十四」と、第三条のうち、同法第八十四条の五第一項第三号及び第二項第四号の改正規定中「カナダ」とあるのは「英國」と、同法第一百条の十三の次に二条を加える改正規定中「第一百条の十三」とあるのは「第一百条の十五」と、第三条のうち、同法第八十四条の五第一項第三号及び第二項第四号の改正規定中「カナダ」とあるのは「英國」とあるのは「フランス」と、同法第一百条の十三のうち、同法第八十四条の五第一項第三号及び第二項第四号の改正規定中「カナダ」とあるのは「英國」とあるのは「フランス」と、同法第一百条の十五のうち、同法第八十四条の五第一項第三号及び第二項第四号の改正規定中「カナダ」とあるのは「英國」とする。

三 第二条この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成三十一年六月二十七日法律第六七号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成三十一年六月二十七日法律第六八号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成三十一年六月二十七日法律第六九号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 (令和元年五月二十四日法律第一〇号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (令和元年五月二十四日法律第一〇号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附則 (令和元年六月一九日法律第三八号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条中航空法の目次の改正規定、同法第二十条の改正規定、同法第九十九条に一項を

加える改正規定、同法第九十九条の二を削る
改正規定、同法第一百四条第一項の改正規定、
同条に二項を加える改正規定、同法第一百三十
二条の二の改正規定、同法第一百三十二条の三
の改正規定、同法第一百三十四条の改正規定、同
法第一百三十五条の二の次に一条を加える改
正規定、同法第一百四十五条の二第二号の改正
規定、同法第一百五十条第十号の改正規定、同
法第一百五十七条第一項第五号の次に一号を加
える改正規定、同法第一百五十七条の四（見出
しを含む）の改正規定、同条を同法第一百五
十七条の五とし、同条の次に一条を加える改
正規定、同法第一百五十七条の三の次に見出し
及び一条を加える改正規定、同法第一百五十九
条第二号の改正規定、同法第一百六十条の改正
規定（同条第一号中「第一百九条第四項」を
「第二十条第四項若しくは第一百九条第四項」を
規定、第一百九条第四項）に改める部分に限
る。並びに同法第一百六十一号の改正規定並
びに次条並びに附則第三条、第四条、第八
条、第十一条及び第十五条から第十七条まで
の規定（公布の日から起算して三月を超えない
範囲内において政令で定める日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号
に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

第一条 第二条の規定、第四条（覚せい剤取締法
第九条第一項第二号の改正規定に限る）の規
定及び第六条の規定並びに次条、附則第五
条、第六条、第八条、第十二条第一項第二号、第十
六条及び第二十条の規定（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）
（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）
第一百五十五条の五第二項の改正規定に限る）
の規定並びに附則第二十三条、第二十八条、第
三十二条、第三十三条及び第三十六条の規
定（公布の日から起算して二年を超えない範
囲内において政令で定める日から施行する。
（罰則に関する経過措置）

第三十八条 この法律の施行前にした行為及びこ
の法律の規定によりなお従前の例によることが
される場合におけるこの法律の施行後にした行
為に対する罰則の適用については、なお従前の
例による。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

第一条 第二条の規定、航空法第三十九条第一項の改正規
定、同法第四十七条の改正規定、同法第四十
七条の二（見出しを含む）の改正規定、同
法第四十七条の三第一項の改正規定、同法第
四十八条の改正規定、同法第五十五条の二第
二項の改正規定、同法第一百三十二条の改正規
定、同法第一百三十二条の二の改正規定、同
法第一百三十二条の三の改正規定、同法第一百
三十二条、第三十三条及び第三十六条の規
定（空港保
安管理規程）を「空港機能管理規程」に改め
る部分に限る）、同法第一百五十七条の五の改
正規定（同条第五号中「第一百三十二条の二第一
号」を「第一百三十二条の二第一項第十号」
に改める部分、同条第四号中「第一百三十二条的
二第九号」を「第一百三十二条の二第一項第一
項第二号若しくは」を

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

第一条 第二条中航空法第一百四十三条及び第一百四十
四条から第一百四十五条の二までの改正規定、
同法第一百四十五条の三の改正規定、同法第一百
四十六条の改正規定、同法第一百四十七条の改
正規定、同法第一百四十八条の改正規定（次号
に掲げる部分を除く）、同法第一百四十九条
の改正規定、同法第一百五十条の改正規定、
同法第一百五十五条の改正規定、同法第一百五十
六条の改正規定、同法第一百五十七条の改正規
定、同法第一百五十七条の二（見出しを含む）の改
正規定（同条第一号中「第一百九条第四項」を
「第二十条第四項若しくは第一百九条第四項」を
規定、第一百九条第四項）に改める部分に限
る。並びに同法第一百六十一号の改正規定並
びに次条並びに附則第三条、第四条、第八
条、第十一条及び第十五条から第十七条まで
の規定（公布の日から起算して三月を超えない
範囲内において政令で定める日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号
に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

第一条 第二条の規定、航空法第三十九条第一項の改正規
定、同法第四十七条の改正規定、同法第四十
七条の二（見出しを含む）の改正規定、同
法第四十七条の三第一項の改正規定、同法第
四十八条の改正規定、同法第五十五条の二第
二項の改正規定、同法第一百三十二条の改正規
定、同法第一百三十二条の二の改正規定、同
法第一百三十二条の三の改正規定、同法第一百
三十二条、第三十三条及び第三十六条の規
定（空港保
安管理規程）を「空港機能管理規程」に改め
る部分に限る）、同法第一百五十七条の五の改
正規定（同条第五号中「第一百三十二条の二第一
号」を「第一百三十二条の二第一項第十号」
に改める部分、同条第四号中「第一百三十二条的
二第九号」を「第一百三十二条の二第一項第一
項第二号若しくは」を

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

第一条 第二条中航空法第一百四十三条及び第一百四十
四条から第一百四十五条の二までの改正規定、
同法第一百四十五条の三の改正規定、同法第一百
四十六条の改正規定、同法第一百四十七条の改
正規定、同法第一百四十八条の改正規定（次号
に掲げる部分を除く）、同法第一百四十九条
の改正規定、同法第一百五十条の改正規定、
同法第一百五十五条の改正規定、同法第一百五十
六条の改正規定、同法第一百五十七条の改正規
定、同法第一百五十七条の二（見出しを含む）の改
正規定（同条第一号中「第一百九条第四項」を
「第二十条第四項若しくは第一百九条第四項」を
規定、第一百九条第四項）に改める部分に限
る。並びに同法第一百六十一号の改正規定並
びに次条並びに附則第三条、第四条、第八
条、第十一条及び第十五条から第十七条まで
の規定（公布の日から起算して三月を超えない
範囲内において政令で定める日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号
に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

第一条 第二条の規定、航空法第三十九条第一項の改正規
定、同法第四十七条の改正規定、同法第四十
七条の二（見出しを含む）の改正規定、同
法第四十七条の三第一項の改正規定、同法第
四十八条の改正規定、同法第五十五条の二第
二項の改正規定、同法第一百三十二条の改正規
定、同法第一百三十二条の二の改正規定、同
法第一百三十二条の三の改正規定、同法第一百
三十二条、第三十三条及び第三十六条の規
定（空港保
安管理規程）を「空港機能管理規程」に改め
る部分に限る）、同法第一百五十七条の五の改
正規定（同条第五号中「第一百三十二条の二第一
号」を「第一百三十二条の二第一項第十号」
に改める部分、同条第四号中「第一百三十二条的
二第九号」を「第一百三十二条の二第一項第一
項第二号若しくは」を

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行
する。ただし、第三条中国家公務員退職手当法
五百八十二条第一号の改正規定（第四十七条第三
項）を「第四十七条第三項」に改める部分に限
る）。並びに附則第四条、第六条第一項、第二
十二条（自衛隊法第一百七十七条第一項中「第一百三
十二条の二第五号」を「第一百三十二条の二第二
项第五号」に改める改正規定に限る）、第八
条（自衛隊法第一百七十七条第一項中「第一百三
十二条の二第五号」を「第一百三十二条の二第二
项第五号」に改める改正規定に限る）、第
二条（自衛隊法第二条第五项に規定する隊員（自
衛隊法第二条第五项に規定する隊員をいう。以
下同じ）の任用、分限その他の人事行政に
関する制度の円滑な実施を確保するため、任命權
者（同法第三十一条第一項の規定により隊員の
任免について権限を有する者をいう。以下この
項及び次項並びに附則第八条から第十二条まで
において同じ。）は、長期的な人事管理の計画
的推進その他必要な準備を行うものとし、防衛
大臣は任命權者の行う準備に関し必要な連
絡、調整その他の措置を講ずるものとする。
任命權者は、施行日の前日までの間に、施行
日から令和六年三月三十一日までの間に年齢六
十年に達する隊員（当該隊員が占める官職に係
る第八条の規定による改正前の自衛隊法（以下
「旧自衛隊法」という。）第四十四条の二第二項
に規定する定年が年齢六十年である隊員に限
る。）に対し、新自衛隊法附則第十四項の規定
の例により、同項に規定する給与に関する特例
措置及び退職手当に関する特例措置その他の當
該隊員が年齢六十年に達する日以後に適用され
る任用、給与及び退職手当に関する措置の内容
その他の必要な情報を提供するものとすると
もに、同日の翌日以後における勤務の意思を確
認するよう努めるものとする。
(自衛隊法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 新自衛隊法第四十一条の二の規定は、施
行日以後に退職をした同条第一項に規定する年
齢六十年以上退職者（次項において「新自衛隊
法による年齢六十年以上退職者」という。）及

附 則（令和六年五月一七日法律第二四）

（施行期日）この法律は、令和七年三月三十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中自衛隊法第七十五条の十の改正規定及び第五条の規定 公布の日

二 第二条中自衛隊法第八十四条の五第一項第三号及び第二項第四号の改正規定並びに同法第一百条の十七の次に二条を加える改正規定並びに第四条の規定 日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間ににおける物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定の効力発生の日

三 第二条中自衛隊法第六十八条第二項の改正規定及び同法第七十五条の八の改正規定並びに次条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

四 第二条中自衛隊法第三十六条の二の前の見出し、同条、第三十六条の三及び第三十六条の四第一項の改正規定、同法第三十六条の五の改正規定並びに同法第四十五条第一項の改正規定並びに第三条の規定 令和六年十月一日

第九十 九師團	第八 八師團	第七 七師團	第六 六師團	第五 五旅團	第四 四師團	第三 三師團	第二 二師團	第一 一師團	東北 方面隊	中部 方面隊	西部 方面隊	東北 方面隊	中部 方面隊	西部 方面隊	東北 方面總監部	中部 方面總監部	西部 方面總監部	北 部方 面隊	团 及 旅 团 之 名 称
第九十 九師團	第八 八師團	第七 七師團	第六 六師團	第五 五旅團	第四 四師團	第三 三師團	第二 二師團	第一 一師團	東北 方面隊	中部 方面隊	西部 方面隊	東北 方面隊	中部 方面隊	西部 方面隊	東北 方面總監部	中部 方面總監部	西部 方面總監部	北 部方 面隊	团 及 旅 团 之 名 称
第十 十師團 司令部	第 八 八師團 司令部	第 九 九師團 司令部	第 七 七師團 司令部	第 六 六師團 司令部	第 五 五旅團 司令部	第 四 四師團 司令部	第 三 三師團 司令部	第 二 二師團 司令部	第 一 一師團 司令部	東 京 市	東 京 市	東 京 市	東 京 市	伊 丹 市	伊 丹 市	仙 台 市	札 幌 市	北 部方 面隊	团 及 旅 团 之 名 称
青 森 市	熊 本 市	千 歲 市	東 根 市	帶 廣 市	春 日 市	旭 川 市	東 京 都	東 京 都	東 京 市	東 京 市	東 京 市	東 京 市	伊 丹 市	伊 丹 市	仙 台 市	札 幌 市	北 部方 面隊	团 及 旅 团 之 名 称	
名 古 屋 市	名 古 屋 市	千 歲 市	東 根 市	帶 廣 市	春 日 市	旭 川 市	東 京 都	東 京 都	東 京 市	東 京 市	東 京 市	東 京 市	伊 丹 市	伊 丹 市	仙 台 市	札 幌 市	北 部方 面隊	团 及 旅 团 之 名 称	

別表第一（第十四条関係）

正規定並びに同法第七十五条の八の改正規定並びに次条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

第六航空團	第七航空團	第五航空團	第四航空團	第三航空團	第二航空團	第一航空團	航空開發實驗集団	航空教育集團	航空支援集團	航空總隊等の 名称	地方總監部
第六航空團司令部	第七航空團司令部	第五航空團司令部	第四航空團司令部	第三航空團司令部	第二航空團司令部	第一航空團司令部	航空開發實驗集団司令部	航空教育集團司令部	航空支援集團司令部	航空總隊司令部等	所在地
小 美 玉 市	町 湯 郡 新 富	町 東 松 島 市	郡 宮 崎 縣 兒	那 霸 市	春 日 市	狭 山 市	東 京 都	浜 松 市	東 京 都	東 京 都	東 京 都
小 美 玉 市	町 湯 郡 新 富	町 東 松 島 市	郡 宮 崎 縣 兒	那 霸 市	春 日 市	狭 山 市	東 京 都	浜 松 市	東 京 都	東 京 都	東 京 都
那 霸 市	那 霸 市	那 霸 市	那 霸 市	那 霸 市	那 霸 市	那 霸 市	那 霸 市	那 霸 市	那 霸 市	那 霸 市	那 霸 市

別表第二（第十九条関係）

正規定並びに同法第七十五条の八の改正規定並びに次条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

第十五旅團	第十二旅團	第十三旅團	第十四旅團	第十五旅團司令	第十二旅團司令	第十三旅團司令	第十四旅團司令	第十一旅團司令	札幌市
那 霸 市									
那 霸 市									
那 霸 市									
那 霸 市									

別表第三（第二十二条関係）

第十五旅團	第十二旅團	第十三旅團	第十四旅團	第十五旅團司令	第十二旅團司令	第十三旅團司令	第十四旅團司令	第十一旅團司令	札幌市
那 霸 市									
那 霸 市									
那 霸 市									
那 霸 市									

第九航空團	第八航空團
第九航空團司令部	第八航空團司令部
那 霸 市	福 岡 縣 築 上